

# 平成26年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成26年9月8日(月曜日)

## 議事日程 第1号

平成26年9月8日(月曜日)午前9時開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議長諸報告   |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について   |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表  |
| 日程第 6 | 発議第12号 議員派遣の件について   |
| 日程第 7 | 報告第 5号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について<br>報告第 6号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について<br>報告第 7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について<br>報告第 8号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について   |
| 日程第 8 | 議案第35号 新町まちづくり計画の変更について   |
| 日程第 9 | 議案第36号 財産処分について   |
| 日程第10 | 議案第37号 みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要について  |
| 日程第11 | 議案第38号 みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事請負契約締結について<br>議案第39号 平成26年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結について<br>議案第40号 平成26年度小型ホイールローダ購入契約の締結について  |
| 日程第12 | 議案第41号 みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第13 | 議案第42号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について<br>議案第43号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について<br>議案第44号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について<br>議案第45号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例について |
| 日程第14 | 認定第 1号 平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について<br>認定第 2号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>認定第 3号 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   |

- 認定第 4号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議案第46号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について
- 議案第47号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 一般質問
- ◇ 林 一彦 君 . . . . 1. みなかみバスカード販売所の拡充
  - ◇ 鈴木初夫 君 . . . . 1. 上越新幹線トンネル湧水を大峰山を越えて猿ヶ京地区へなぜ送水するのかについて(みなかみ町広域水道計画)
  - ◇ 森 健治 君 . . . . 1. 町の防災対策について  
2. 「こども園」建設に伴う幼稚園跡地の利用について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

また、本日は代表監査委員の澁谷正誼さんにおいでいただいております。お忙しい中、本当にご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成26年第4回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成26年9月議会定例議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

実りの秋を迎え、眼下に広がる田園も黄金色の稲穂が収穫を待ちかね、果樹園ではリンゴが色づき始めております。

議員各位におかれましては、議会招集のご案内を申し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

代表監査委員の澁谷正誼様にもご出席いただき、そしてまた日ごろ熱心な監査をやっていただいていることに、改めて感謝申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、夏の各種行事に地域の代表として、またコミュニティー運営の中心としてご活躍いただいたと承知しております。さらに、議会が閉会中であることとは何ら関係なく、開会中と同様に日々熱心な議会活動を賜りました。

各常任委員会はそれぞれ町内外の現地調査や県外調査を実施していただき、また調査の成果を生かすための検討会や議論を積み重ねていただきました。また、特別委員会におかれましては毎週定期的に勉強会を開催されている活性化対策特別委員会のみならず、全ての特別委員会でも熱心に担当事項に関して、政策立案に向けての検討をいただきました。

地方分権時代において、極めて広がった議会の機能と権限を意識した自治体議会がまだ少ない中で、我がみなかみ町議会の活動は全国の見本となるもので、積極的に取り組んでいただいていることに敬意を申し上げます。今後さらに具体的な条例制定や政策提案として顕在化させていただけるものと期待申し上げます。

さて、近年の異常気象は各地で局地的な豪雨や竜巻等が起こり、甚大な被害を起こして

おります。つい先日も広島市における豪雨により、多くの地点で急傾斜地が崩壊する土砂災害が発生し、多数の死者が生ずる大災害となりました。

みなかみ町にも多くの急傾斜地があり、また崩壊の考えられる地点に家屋が点在していることも事実であり、よそ事と座視することはできません。公共投資の全般が減少する中で、早期の効果の見えにくい防災関係の投資が減少してはいましたが、改めてここ二、三年では、国土強靱化が叫ばれる中での災害でありましたので、土砂災害防止に向けての対策の充実が国の段階でも議論が始まっております。

今後とも、みなかみ町の防災対策として、危険地の対策を進めていくため特段の取り組みを国・県等関係機関に要請していきたくと考えております。

私も鈴木前町長から引き継ぎ、全国治水砂防協会の群馬県支部副会長を仰せつかっており、砂防事業費の確保に向けて各種の活動を行ってまいりました。これからも国段階での活動にも力を入れていきたくと考えております。

去る9月3日には、全国治水砂防協会の現地研修会として、昨年10月火山性の土砂崩壊による災害が発生した伊豆大島の現状を見させていただき、対応に当たられた大島町の川島理史町長に対応や対策のご苦勞を直接聞かせていただいたところです。これらの知見をみなかみ町の災害防止対策に今後生かしてまいりたいと考えております。

みなかみ町においては、砂防事業は比較的多く実施されておりますが、対策の急がれる地点が多く、まだまだ取り組みが不足しております。今後とも事業促進に向けて尽力してまいります。

さて、今議会でも7名の議員の方から一般質問の通告があり、町政の執行上の課題について種々のご指摘をいただいております。この間の議員活動を反映された関連する町政の執行状況を確認されるためのものと理解しており、ご質問に感謝申し上げるところであります。この間繰り返し申し上げておりますとおり、議会の第一義は政策の立案にあると理解しておりますので、答弁に当たっては現状の町政の執行状況の説明にできるだけ限定し、今後の方向性については議会の総意による方向づけを重視したいという形の答弁をさせていただきたいと思っております。質問される方にとっては、やや物足りないと感じられる点もあらうと思いますが、真意をお酌み取りいただけるよう、改めてお願いしておきます。

本定例会に提案します案件は、報告が4件、決算認定が6件、条例関係が5件、補正予算が4件のほか、計画の変更や財産処分及び契約の承認等がございます。内容は多岐にわたりますが、詳細は後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

## 開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

3番 鈴木初夫君

12番 林喜美雄君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月8日より、9月19日までの12日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月19日までの12日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

初めに、8月20日、午前2時過ぎから1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、広範囲にわたって土石流などが発生をいたしました。特に、広島県では大災害が発生し、多くの犠牲家屋とインフラ、そして100名からの犠牲者が出て、まことに慚愧に堪えない次第であります。全ての犠牲者に対して、みなかみ町議会として心から哀悼の誠を捧げ、心からお見舞いを申し上げます。

6月定例議会後、閉会中の主な行事についてご報告申し上げます。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め、各議員の参加をお願いいたしまして、ご協力をいただきましたことを申し添えます。

6月25日から台湾台南市におきましてはマンゴー祭りが開催され、交流調査特別委員会に参加をいただき、台南市政府に訪問し、頼市長を初め、関係の方々とも面会をいたしました。また、玉井地区を訪問し、今後のマンゴーとリンゴの果樹交流の話し合いをいたしまして、来年以降の交流実現をしていくための事項の合意に達しました。

7月3日、みなかみ町新設10周年記念事業実行委員会が開催され、10周年に向けて

さまざまな取り組みをしていく方向で検討することが決定されました。

14日には広域定例議員協議会、定例議長会が開催され、縁日でのガス爆発に多数の犠牲者が出たことに伴い、屋外催しにかかわる防災管理体制、消火器の準備等の条例の一部改正、文化会館の耐震診断の業務委託、高規格救急自動車の購入等が議決されました。

7月29日から30日、千葉市、取手市に岸町長、林交流調査特別委員長、林高原千葉村調査検討特別委員長とともに訪問をいたしました。千葉市では、高原千葉村に関して、熊谷千葉市長と面会をし、千葉市として引き続いての対応のお願いをいたしました。取手市では市長、教育長との面会で、取手市の小中学校18校の体験授業をみなかみ町で実施していただくようお願いをいたしました。早速、8月16日みなかみ花火大会当日、藤井市長、矢作教育長、大橋参事がみなかみ町を視察してくださり、取手市校長会の視察を計画してくださるとのことでした。

8月6日から2泊5日の強行日程で中学生海外派遣事業の現地視察に総務文教常任委員会で参加をし、在タイ日本国大使館、小林参事官との懇談会、中学生との意見交換会、カンボジアに移動しての宿泊、8日にはシェムリアップのバイオンスクールでの交流調査、世界遺産のアンコールワットの調査見学の後、バンコクに移動して宿泊、バンコクで中学生の視察先を訪問して帰国と、非常にハードなスケジュールでありました。

9月2日、3日には、産業観光常任委員会の参加で、静岡県下田市で開催された全国農村サミットに参加、「伊豆における地域資源の活用と農林水産業の振興」をテーマに、下田市の取り組みについての調査を行い、共催となるみなかみ町の企画運営及び主催者である日本大学生物資源科学部との連携のあり方等について考察、また地域資源の活用と農林水産業の振興方策等の研修を行いました。

9月5日から昨日7日に開催の第5回全国源流サミット in 吉野川、紀の川源流、奈良県川上村に交流調査特別委員会で参加をいたしました。全国源流サミットは昨年、本町で行われており、源流の役割について再認識し、その魅力を全国に向けて発信をしていき、ともに流域連携について考え、源流の町村が連携を深めることができました。

このほかに各委員会での行事、視察、夏山シーズンに向けての山開き、各種スポーツ行事、夏祭り、町村はもとより、郡議長会として利根沼田地域の各種の催しに出席をさせていただきました。

報告し切れない各種行事等、また詳しくお知りになりたい場合には、事務局に資料等を保管してございますので、閲覧ください。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（河合生博君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

(総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇)

総務文教常任委員長(阿部賢一君) それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

去る8月6日から10日までの2泊5日の日程で、根津教育委員長を団長とし、28名の中学生の参加をいただきまして実施しました中学生海外派遣事業の評価調査についてご報告を申し上げます。

初めに、タイ王国在日大使館におきまして、小林参事官による講義を受ける様子を視察いたしました。参事官よりは、大使館の仕事の内容、そしてタイと日本の関係など、大変中学生にとってわかりやすい講義を約1時間受け、その後の質疑では中学生らしい積極的な質問が数多くあり、小林参事官も大変感激していた様子でありました。

終わりに、参事官より日本人としての心を大切に、ふるさとを大事にする心、そして国際的視野を広げ、早い時期に目標を定め努力してくださいと、そして、ぜひ外交官を目指していただきたいとの激励の言葉をいただきました。

そして、このような事業は全国でもみなかみ町の中学生だけが、そうやって現場の大使館で直接、参事官なり、現地の外交官の仕事の内容を視察するというをしているわけであり、ぜひ来年も訪れていただくことを楽しみにしているというお言葉をいただきました。

その後、大使館を後にし、中学生との意見交換の会においては、4つのグループの代表者による意見発表があり、議員一人一人がその中学生に対して質問や、そして激励の言葉をかけました。

カンボジアでのバイオンスクールでの交流事業においては、校長先生による施設の案内を受け、まだまだ先進国からの援助の必要性をそれぞれ中学生とともに実感をしたところでもあります。

児童数は約400人とのことでありましたが、普段の登校する児童は約200人程度とのことであり、登校できるときに登校するというような生徒であります。そしてまた、複式学級制度で授業を行っているわけでありますが、1年生から3年生までが複式で、4年生から6年生までが複式との説明を受けました。教室自体も非常に狭く、新しい校舎が建設途中でありましたが、それもコンクリートの基礎の上に単管を組んで屋根をつけるといったようで、本当に日本との差を実感したところでもあります。

中学生はやはり子ども同士、すぐ溶け込む姿に感動しました。サッカーやバスケットなど、非常に交流を深めていた様子で、私たち議員としても大変うれしく思った次第であります。

大変有意義な実りある事業で、中学生時代という大変いい時期に貴重な体験をしたことは、今後役に立つことと確信をしております。来年度も大勢の中学生の参加を期待し、委員長報告といたします。

議長(河合生博君) 以上で、総務文教常任委員長阿部賢一君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) それでは、7月24日に実施しましたサッカー場を含む競技施設の充実を図り、交流人口増加による地域活性化を目的とした、ラグビーの合宿等で名の

知っている長野県上田市、菅平高原スポーツランド、愛称サニアパーク菅平の施設運営及び地域住民との連携の状況等の調査を目的とした委員会視察についてご報告を申し上げます。

スポーツ・健康まちづくり宣言をしたみなかみ町は、きれいな空気と水などの自然環境に恵まれ、自然を利用したアウトドア・アドベンチャー事業は、国内有数の地として知られ、多くの人々が訪れています。疲れた体を癒す温泉の数はみなかみ18湯とうたわれ、多様な泉質の中で心までも癒す源泉となっており、恵まれた自然環境を利活用した観光客誘致や農産物のブランド化などの取り組みは、将来を見据えたまちづくりとして位置づけられ、継続した政策に加え、地域を担う人材育成は喫緊の課題であり、真剣な取り組みが求められています。

また、交流人口増加による地域活性化は、町の主産業である観光と農業に携わる人を活かし、あるいはそこに新たな起業が生まれる可能性も含め、若者の雇用の場確保のほか、多種多様な事業者に新たな可能性が考えられ、その環境づくりはほかの自治体との知恵比べとなっており、スポーツ・健康まちづくり宣言の町として、魅力のある恵まれたフィールドを持つ町の優位性を活かした取り組みが必要とされており、今回の視察・調査は、その方法の一つとして、競技人口が多く、町の特徴である宿泊施設を活かせる競技ということで、サッカーやラグビー、陸上競技などでにぎわいを見せる菅平高原スポーツランドを視察先としました。

菅平高原スポーツランドは、愛称をサニアパーク菅平といい、太陽に近いさわやかな高原をイメージしているそうです。施設の規模は敷地面積全体が東西に330メートル、南北は560メートルあり、その中に管理センターを中心としてメーングラウンド150メートル掛ける90メートルがあり、周辺をA、B、C、Dと4面のグラウンドが整備され、それぞれのグラウンドが天然芝でつくられており、サブグラウンドと言いながら、フィールド内は若干の違いはありますが、縦136メートルから152メートル、横が80メートルから85メートルあり、練習グラウンドとしては使用されず、試合を中心に利用予定が生まれ、併設されている陸上競技場は第三種公認の競技施設で、全天候型400メートルトラック8コースを備え、主に学生を中心に利用されており、球技利用者を含めるとトップシーズンには大変なにぎわいであるとのことでした。

この地区には市営を含めたサッカー場が104面あるが、それぞれの宿泊施設が練習グラウンドを保有し、練習は各自の施設で行われ、市営グラウンドは試合のみに使用されるため、天然芝グラウンドの管理は行き届いており、長い年月をかけた菅平地区の先駆者の皆さんの先見性と、その意思を受け継ぎながら、行政との協働によって現在のすばらしいスポーツ施設が構築された現状を目の当たりにし、みなかみ町に置きかえて考えたときに、検討課題が山積で、簡単にはいく話ではないと思いつつ、すばらしい施設には人は集まるということの一つのヒントに、町の特性を活かした施設の建設については委員会で議論する場を設けていないため、あくまで参考意見となりますが、帰りのバスの中で参加者全員の意見をお聞きした中では、サッカー場建設に前向きな意見が多数でありました。

以上、産業観光常任委員会の委員長報告とします。

議長（河合生博君） 以上で、産業観光常任委員長山田庄一君の委員長報告を終わります。

---

日程第5 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日まで受理いたしました請願はお手元に配付いたしました請願文書表のとおりであります。

---

[巻末 参考資料]

---

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

日程第6 発議第12号 議員派遣の件について

議長（河合生博君） 日程第6、発議第12号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。  
小野章一君。

16番（小野章一君） この議員派遣に件につきまして、内容の説明、協議が必要と思われる部分があります。ついては、全員協議会を開いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（河合生博君） 暫時休憩いたします。

（ 9時26分 休憩）

---

（ 9時38分 再開）

議長（河合生博君） 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き、日程第6の発議第12号、議員派遣の件についてを進めていきたいと思っております。

本件につきまして、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

[巻末 参考資料]

---

日程第7 報告第5号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第6号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

報告第7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第8号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（河合生博君） 日程第7、報告第5号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告第8号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 報告第5号から8号まで一括してご説明申し上げます。

まず、地方自治法に定められました町が出資している法人の会計状況の報告です。

報告第5号は株式会社水の故郷、報告第6号につきましては株式会社月夜野振興公社、報告第7号、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告でございます。先ほど申し上げましたように、町が2分の1以上出資している法人について、地方自治法第243条の3、第2項の規定によりまして、経営状況を議会に報告するものであります。

続きまして、報告第8号でございます。

平成25年度の決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標からなっております。いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。平成25年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

4つの数値について順次ご説明いたします。実質赤字比率及び連結赤字比率につきましては、赤字ではございません。実質公債費比率につきましては14.0%で早期健全化基準の25.0%を下回っております。将来負担比率は39.4%で、早期健全化基準の35.0%を下回っているところであります。

次に、公営企業会計にかかわる資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で示されておりまして、経営健全化基準は20%となっており、経営健全化基準20%以上の場合には、経営健全化計画を定めることとなります。

平成25年度決算に基づくまちの資金不足比率は水道事業会計及び下水道事業特別会計、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上、あわせて報告第5号、6号、7号、8号の4件の提案理由の説明とさせていただきます。

議長（河合生博君） 以上で報告第5号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告

第8号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまでを終わります。

---

日程第8 議案第35号 新町まちづくり計画の変更について

議長（河合生博君） 日程第8、議案第35号、新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

現計画は、市町村合併の特例に関する法律の規定によりまして、利根西部合併協議会が策定したものでありまして、平成17年度から平成26年度までの10カ年間ににおける合併市町村の建設の基本方針や、財政改革を定めているものであります。

今回の主な変更点につきましては、まず1つとして、計画期間を平成32年度まで6年間延長するもので、これにより合併特例債を平成32年度まで活用できるということになります。また、施設の解体等の除却が対象事業となったため、除却計画を追加しております。そのほか、各種数値を平成24年度までの間を実績数値により修正し、以降の推計値も修正しております。

計画を変更するに当たりましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定により、都道府県との協議を経て、市町村議会の議決をいただく必要があります。合併特例債の適用期限が6年間延長されたことに伴う手続として変更しようとするものであります。

ぜひご理解いただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、群馬県との協議につきましては、平成26年7月31日付で群馬県知事より異議のない旨の回答をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第35号について質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 第3節町の規模というのがある中で、新町の将来人口を約1万8,000人に設定をしました。従来の計画ですと2万5,000人というふうな設定をされているんですけども、それについての説明をお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） この点につきましては、先ほど申し上げましたように、現況まで平成25年度の数値出ておりますけれども、そこまでの数値の人口の減少等が当初の新町まちづくり計画よりも実績が下回っているということで、実績数値を変更した後、平成32年度を見通すわけでございますけれども、議員各位十分ご承知のとおり、国立人口問題研究所等の数字がございます。その数字はそのまま使っておりません。当然のことながら各種施策の

展開により推計値どおりではないというようなことで考えておりますが、とは言いながら、当初の計画よりも1万8,000人という形にならざるを得ないというふうに思っております。この辺につきましては、やはり県との協議、関係方面への説明等々がありますので、今回の計画においては1万8,000人とさせていただきました。

そうならないように、逆の言い方をしますと、人口問題研究所の1万6,000人にならないように、1万8,000人ぜひとも確保し、さらに増やしていくという各種の施策展開、これについては議会とも十分相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

#### 委員会付託

議長（河合生博君） お諮りいたします。

議案第35号、新町まちづくり計画の変更については委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、新町まちづくり計画の変更につきましては、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

#### 日程第9 議案第36号 財産処分について

議長（河合生博君） 日程第9、議案第36号、財産処分についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第36号についてご説明申し上げます。

湯原会館につきましては、昭和55年度電源立地促進対策交付金事業により、事業費5,150万円で整備した集会所であります。本施設は鉄筋コンクリート造りであり、耐用年数は50年となっておりますが、整備後33年が経過しており、老朽化が目立ってきている状況でございます。

改修の検討に当たって、町所有の施設では、県の補助金等を充当することができませんので、湯原区と協議し、県などの補助金を受け、地元負担の軽減を図るために所有権を移転するというところで協議してきたところでございます。

補助事業で整備した施設であるため、国との事前協議を行った結果、無償譲渡による財産処分であること、使用開始から10年以上経過した施設であり、しかも少子高齢化、産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に対応した措置であるということのため、国庫納付せず対応するということが可能だということになりました。

したがって、今回、本施設の管理運営形態と、所有権とを整合させるということで、より地域に密着した効率的な活用を図るため、地元湯原区に集会所として無償譲渡しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（河合生博君）** 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第36号について質疑ありませんか。

15番久保君。

**15番（久保秀雄君）** 今、町長の説明の中で湯原会館を修繕したいんだと、そのために地元区に無償譲渡するんだと、こういう趣旨の説明であったと思います。今まで地域の会館は、その地域で所有をしていると、そういう部分と、もう一つは町名義で所有していると、こういう2つの形態があったと思います。それで、地域で所有している部分については、税金とかの関係は減免の申請をすると、税金等は免除されると。そして、町名義で持っているところが結構あると思うんですけども、そこについては維持管理については地元区ですよと、こういう整理がなされてきたと思います。今回、修繕を目的として、地元は無償譲渡されるわけですけども、これから町所有のそういう建物というのか、集会所、それらについても、これからも同じような扱いでというか、基本的にはそういう扱いでいくのかなと、そういう理解をさせてもらってよろしいでしょうか。

**議長（河合生博君）** 町長。

**町長（岸良昌君）** それぞれ具体的事態に即しての判断が出てこようかと思いますが、今回、町で整備した、あるいはその所有形態が町であろうか、地区であろうか、老朽化というのはいろいろなところで進んでいます。それに最も有利な対応をしていくというために、具体的なものに即して対応していきたいと思っておりますが、今ご指摘がありましたように、湯原会館で実績ができれば、そういう方向でまず前提として検討するというようなことになろうかと思えます。

**議長（河合生博君）** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

これより、議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、財産処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、財産処分については原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第10 議案第37号 みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要について

議 長 (河合生博君) 日程第10、議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第37号についてご説明申し上げます。

町営前山土地改良事業につきまして、関係者との協議が調いましたので、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づきまして、みなかみ町上津字不動及び字天神の一部を区域とした別紙の土地改良事業計画の概要により、区画整理を実施しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第37号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

---

#### 委員会付託

議 長 (河合生博君) お諮りいたします。

議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、みなかみ町営前山土地改良事業計画の概要については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第11 議案第38号 みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事請負契約締結について

議案第39号 平成26年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結について

議案第40号 平成26年度小型ホイールローダ購入契約の締結について

議長（河合生博君） 日程第11、議案第38号、みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事請負契約締結についてから、議案第40号、平成26年度小型ホイールローダ購入契約の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第38号から40号まで、いずれも請負契約の締結についてでございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案第38号ですが、みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事の請負契約を締結しようとするものであります。

平成26年9月4日に条件付き一般競争入札に付し、契約金額3億672万円で東京都中央区佃2丁目1番6号、三井住友・増田みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事特定建設工事共同企業体、代表者、三井住友建設株式会社、代表取締役社長、則久芳行を契約の相手方として工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第39号でございますが、平成26年度消防小型動力ポンプ付積載車2台の購入契約の締結について、平成26年9月4日指名競争入札に付し、契約金2,265万8,400円で群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井捷雄が落札いたしました。当該者を相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第40号でございますが、本件につきましては、ことし2月の大雪を教訓に、除雪路線を検証したところ、狭隘路線に対応できる除雪機が不足しているということがわかりました。このことから小型ホイールローダ除雪車両、3トン級及び4トン級、この2台を購入しようとするものであり、主として月夜野地域及び新治地域等の除雪に使用しようとするものであります。

8月29日に指名競争入札を行った結果、825万1,120円でキャタピラーイーストジャパン株式会社が落札しました。当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第38号について質疑ありませんか。

9番阿部君。

9番（阿部賢一君） 38号について質問いたします。

条件付き一般競争入札ということでありまして、この条件の説明と、過去に猿ヶ

京の関所も同じような解体工事が条件付きであったと思うんですけども、この38号の条件と、その条件の違いを教えてください。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） ご説明申し上げます。

条件付き一般競争入札で旧衛生センター並びに先ほど旧関所建設解体工事の内容でございますが、旧関所につきましては、みなかみ町の代表構成員の要件が違いまして、これにつきましてはみなかみ町の格付基準における建築一式工事の等級がA等級である者等が違うものでございまして、旧衛生センターにつきましてはみなかみ町の格付における土木一式工事、建築一式工事及びとび、土工、コンクリート工事の等級がAであること、また建設業法の規定に基づく当該工種に関し、特定建設業の許可がある者、またJVといたしまして、構成員の関係でございますが、みなかみ町の格付基準における、先ほど申し上げました土木一式、建築一式工事及びとび、土工、コンクリート工事の等級がAもしくはB等級であること等を勘案しまして、それと旧衛生センターにつきましては代表構成員が廃棄物焼却炉内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく一般廃棄物処理施設第8条1項に規定するごみ処理施設、ただし焼却炉を含むものに限るで、焼却能力が日量8時間5トン以上を有する施設の解体撤去工事を元請けで完成させた実績があることが、その構成員の中にいなければならないということで、それぞれ違う条件付き一般競争入札に付したものでございます。

以上です。

議長（河合生博君） 9番阿部君。

9番（阿部賢一君） よくわからなかったんですけども、あとで教えてください。

ちょっと待ってください。確認なんですけれども、最後の説明で廃棄物とかダイオキシンとか、一般廃棄物法の第8条という、その部分で三井住友建設株式会社が入っているという解釈でよろしいわけですね。その部分で。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） そのとおりです。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） この衛生センター解体に当たって3億という大きな数字が出ております。まず、そこには大気汚染物質が含まれているというふうに感じております。全体の解体費の中の、その汚染物質の除去費というのは何%ぐらいあるのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。それと、この解体の工期はいつまでかちょっとお聞きします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） すみません、除去費のパーセントはかなり大きなものなんですけれども、今、数字がないもんですから、後ほどお答えいたします。

それと、工期ですが、これにつきましては一般競争入札の告示をしております、年度内に完成予定でございます。

以上です。

(「関連です」の声あり)

議長(河合生博君) 関連、7番中島君。

7番(中島信義君) この時期から半年しかありません。そういった中でいろいろな気象条件も含めて、このみなかみにおいては大変なことは起こり得るというようなことであります。今年の2月という、雪が来るかどうかわかりませんが、そういった部分でのまず延長も自然環境ですからあり得るかと思えますけれども、ぜひとも工期については、やはり業者はそこで工期をいろいろなことを見据えた中で入札を落札したわけですから、ぜひ守ってもらえるように行政のほうから進めてもらえればと、そんなふうに思います。

この質問については以上であります。

議長(河合生博君) それの答えはいいですね。

(「いいです」の声あり)

議長(河合生博君) 12番林君。

12番(林喜美雄君) ただいまの質問と関連ですけれども、かねてより言われてきましたけれども、表面的に見える、建物はこれで解決するんだろうというふうに思いますが、その後残る、要するに土壌的な改良が必要かと思えます。その辺は今後の見通しがあったら、それとその辺の試算はされているのか、お願いいたします。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 今回、処理をさせていただきますが、その後の利用形態によれば、土壌汚染法に基づく一定規模の形質変更がある場合には、知事に届け出が必要となります。また、汚染のおそれがあると知事が認めた場合は、土壌汚染状況の適合性の判断を指定機関とか、そういうものに調査をさせ、その結果を知事に報告しなければなりません。一定規模というのは3,000平米以上でございます。土地の形質変更等、切り盛り土等ある場合の面積でございます。今のところ壊す、解体処理をした後どうするかというのは、検討中でございます。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 非常に条件が厳しいというふうに感じました。この条件をクリアして入札に応じた業者と、それから入札の金額、予定価格をお願いします。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 予定価格につきましては2億8,890万円、消費税抜きでございます。入札価格につきましては書いてあるとおりなんですけれども、2億8,400万円、税抜きでございます。これについて3回入札を行いまして、3回目に落札をしております。

以上です。

議長（河合生博君） 13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 他の業者の入札価格をお願いします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 条件付き一般競争入札は予定価格5,000万円以上の工事を対象としておりますが、当該工事、条件付き一般競争入札の公告をしてございます。8月5日から入札に関するものに必要な資料、資格を告示し受け付けを8月18日から21日まで行っております。1つの共同企業体の申請がありました。これが三井住友・増田でございます。入札は9月4日に行っております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

4番石坂君。

4番（石坂 武君） 除去等をされた後の汚染の数値といいますか、そういった部分の定期的な数値を計っていくとか、そういうことはやるわけでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） まだその調査はやっていませんので、撤去後、利用形態を変える場合は調査していかなければならないと思っています。

議長（河合生博君） 14番高橋君。

14番（高橋市郎君） やっとあの建物が解体できることになって、非常によかったなという思いがします。そこで、地元に対して、一般の建物なら別にどうということはない、町がやることだから心配ないというのが一般的な考え方だと思うんですけども、いわゆる汚染物質を含んだ建物であるということに対して、地元の方々がそれなりに心配をされていると思うんですけども、そういうことに対しての地元説明会なり、地元への対応というものはどのようにお考えかお願いいたします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 今議会で契約の締結をいただければ、その後、施行計画等を業者につくらせまして、詳細な地元説明をさせていただきたいと考えております。納得のいけるような撤去作業にさせていただくために、十分な説明はしていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

15番久保君。

15番（久保秀雄君） 先ほど総務課長の答弁の中で3,000平米以上と、こういう数字が出されました。今回の解体の締結が出ているわけですけども、建物だけでなく、下の汚染土とのか、その処理も含めての工事と受けとめさせていただいていいわけですか。

議長（河合生博君） 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) これについては建物の下部分については処理ができます。そういう予定で  
ございます。

(「周辺は入っていないか」の声あり)

総務課長(増田伸之君) 周辺と言ってもある一定規模の範囲ですので、建物から何メートルまでと  
か、そういうことになると思いますので、あそこの敷地を全部処理するということは考え  
ておりません。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番林君。

10番(林一彦君) 2台の小型動力ポンプなんですけれども、配備はどこを予定していますか。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) これにつきましては第1分団1部、後閑地区の昭和63年3月購入、26  
年経過のものを買いかえるものでございます。

それと第4分団、藤原地区大芦にあります昭和61年12月に購入しました28年を経  
過したものを買いかえる予定でございます。

議長(河合生博君) 7番中島君。

7番(中島信義君) この小型ポンプ車の導入に当たっての経緯ということと、先ほど配備の中で  
各分団に今、配車ということになりますけれども、これから分団でそういった何台も消防  
車を持っておりますけれども、そういう経年になったときには、こういう小型ポンプ車に  
切りかえるのかどうかの質問をいたします。大体わかりますか。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 今、経過年数のたったものから順次買い換えを行っております。町内に全  
車50台、積載車が34台、ポンプ車が15台、タンク車が1台、その他ポンプのみが4  
台とございます。やはり古いものから老朽化してございますので、順次買い換えていき  
たいという考えでございます。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

14番高橋君。

14番(高橋市郎君) 今の関連になりますけれども、いわゆる今の総務課長の説明でポンプのみが  
4台という話です。いわゆるそのポンプのみの分団、部に関しては、団員の軽トラに載せ  
て出動するというのが通例な話、今、軽のポンプ車、積載車もあるようですけれども、そ

ういものに変えなければ、いざ事故というときの対応というものは困るんじゃないかというのが前々から言われていますけれども、その辺についてのお考え、ちょっと外れますけれども、それについてどういうふうにお考えかお願いします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） ちょっと大きな話になってしまいますが、やはり消防団員数が減ってきていたり、組織の見直し等をやらなければならないと考えております。その中でポンプのみで出動できない状況は多分にあります。これをなくしてしまうとか、そういう整理もしなければいけないんでしょうけれども、ポンプがあることによって実質的に消防活動ができるということで、消防団員が自分の車を使って出していただくとか、そういうこともしているようですので、今後、組織改革の中でいろいろ考えていきたいと思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） これも指名競争ということなんですけれども、指名競争業者の入札価格と予定価格を教えてください。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 指名業者の個々の数値も必要でしょうか。

株式会社モリタ、これは消費税抜きの金額ですけれども、2,160万円。温井自動車工業株式会社、2,096万円。株式会社佐藤工業所、2,126万円。株式会社星野総合商事、2,296万円。ジーエムいちほら工業株式会社、2,310万円。合資会社渡辺商店、2,200万円。埼玉消防機械株式会社、2,114万円。

予定価格につきましては2,206万円です。失礼しました。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、みなかみまち旧衛生センターごみ処理施設解体工事請負契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、みなかみ町旧衛生センターごみ処理施設解体工事請負契約締結については原案のとおり可決いたしました。

---

議長(河合生博君) これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、平成26年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、平成26年度消防小型動力ポンプ付き積載車購入契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

---

議長(河合生博君) これより議案第40号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、平成26年度小型ホイールローダ購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号、平成26年度小型ホイールローダ購入契約の締結については原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開を10時30分にいたします。

(10時21分 休憩)

---

(10時31分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き再開をいたします。

暑くなってまいりましたので、上着を脱いでもらって結構です。

---

議長(河合生博君) それでは、先ほどの中島議員の質問に総務課長がお答えをいたします。

総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 先ほど、中島議員の質問の中で有害物質ダイオキシン類の処理がどのくらい全体の中にかかるとのことなんですけれども、その対策費と処分費を含めまして約52%になります。

以上です。

---

日程第12 議案第41号 みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第12、議案第41号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第41号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、現行路線に赤沢スキー場を追加し、運行路線及び使用料表の改正を行い、あわせて関連する条文を改めるものでございます。

路線変更につきましては、12月1日から3月31日の冬期間に赤沢スキー場入り口から往復1キロメートルの赤沢スキー場ロッジ前に直接乗り入れるもので、これによりスキー場利用者の利便性を向上させ、自家用有償バス利用促進を図ろうとするものであります。

なお、みなかみ町自家用有償バス運営委員会並びにみなかみ町公共交通会議の承認を得て、路線の変更を行おうとするものであり、事前に国土交通省関東陸運局群馬運輸支局へ届け出をしております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第41号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

これより議案第41号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

10番林君。

(10番 林 一彦君登壇)

10番(林 一彦君) 10番林です。

議案第41号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたします。

この一部改正する条例につきましては、地区の生活に必要なこのバス路線の維持、また町営赤沢スキー場の維持確保と利用促進を図ることを目的としております。冬期のスキー場利用者の確保と、それから町民の健康増進を図る上で必要な条例改正でございますので、賛成いたします。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第42号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第43号 みなかみ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第44号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第45号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例について

議長(河合生博君) 日程第13、議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから、議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長（岸 良昌君） 議案第42号から議案第45号まで一括してご説明申し上げます。

4件の条例は、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されるに当たり、施設や事業の設備及び運営に関する基準につきまして、国の定めていた基準を踏まえまして条例として制定しようとするものであります。

初めに、議案第42号ですが、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであり、認定こども園や幼稚園・保育園などの特定教育・保育施設の利用定員や運営、特例施設型給付費に関する基準、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育などの特定地域型保育事業の利用定員や運営、特例地域型保育給付費に関する基準について定めるものであります。

次に、議案第43号でございますが、本条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、町長の監督に属する家庭的保育事業や小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などを利用している乳児または幼児が、衛生的な環境において適切な訓練を受けた職員の管理者が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するための基準について定めるものであります。

続いて、議案第44号でございますが、本条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでありまして、町長の監督に属する放課後児童健全育成事業などを利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するための基準について定めるものであります。

なお、「第19条第2項の開所日数の基準の250日以上を原則」というところにつきましては、当分の間250日以上、これを200日以上として附則で経過措置を付させていただきます。

次に、議案第45号についてご説明申し上げます。

本条例は、子ども子育て支援法第19条第1項第2号の規定に基づき、保育の必要性の基準その他支給認定に関し必要な基準を定めるものであり、「第3条の保育の必要性の基準の就労の下限時間」につきましては、町子ども・子育て会議において審議の結果、64時間として定めるものであります。

以上、いずれも子ども・子育て支援法の改正に伴う必要な条例の作成でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第42号について質疑はありますか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 42号なんですけれども、7条とか、40条で定員を超えた場合の町が調整なり調整なり、要請に対する協力というような言葉が出ているんですけども、これはどのような扱いをするのかちょっと教えてください。考えているのか。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えいたします。

第7条関係のあっせんがございますけれども、要はその施設に入る条件的なもので定員のなもの調整関係が当然出てくるという考え方がございます。その中で、地域に即した児童の調整関係について町のほうであっせんと言いますか、そういうような助言関係をさせていただくという予定でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

9番阿部君。

9番（阿部賢一君） 特定教育の、この特定というのは何をもちいて特定というのか説明してください。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

特定教育及び特定のこの関係でございますけれども、これにつきましては新法に基づく施設型給付費を受領する施設についてのものであることについて特定という施設の名前をつけさせていただいているという内容でございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

次に、議案第43号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 45号なんですけれども、3条の保育を必要とする事由というんですけれども、一月当たり就労時間が64時間以上労働していれば、これでオーケーですよということなんですけれども、実際これはどの程度のあれになるんでしょう。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えします。

一月に当たる64時間という基準でございますけれども、週に変えますと16時間の4週ということで64時間という基準とさせていただいております。週の時間数については特に定めることはいたしておりません。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

#### 委員会付託

議長（河合生博君） お諮りいたします。

議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから、議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例については委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例についてから、議案第45号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第14 認定第1号 平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について  
 認定第2号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第3号 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第4号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第5号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第6号 平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（河合生博君） 日程第14、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) いずれも平成25年度の決算認定でありますので、認定第1号から第6号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は139億4,091万7,960円、歳出総額は131億1,700万2,071円で、歳入歳出差引残額が8億2,391万5,889円となりました。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が2億2,201万7,000円ありますので、実質収支額は6億189万8,889円となりました。

歳入については町税の総額が37億3,192万1,000円で、歳入の26.8%を占めております。その主なものは町民税8億1,007万4,000円、固定資産税24億9,896万8,000円でありました。

地方譲与税は1億9,483万1,000円、各種交付金は合計で3億1,588万2,000円でありました。地方交付税では、普通交付税が49億8,664万4,000円、特別交付税が3億1,333万1,000円でありました。

分担金及び負担金は、総額1億7,226万円で、保育園保育料負担金3,678万5,000円、学校給食費負担金8,247万円等でありました。

使用料及び手数料は町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で、総額2億6,242万8,000円となりました。

国庫支出金の総額は9億687万円で、障害者自立支援給付費等負担金1億5,962万8,000円、児童手当負担金1億7,469万1,000円、地域の元気臨時交付金8,926万8,000円、社会資本整備総合交付金2億6,765万6,000円、防災・安全交付金8,384万2,000円などとなりました。

県支出金の総額は8億7,789万円で、障害者自立支援給付費等負担金7,981万4,000円、国民健康保険基盤安定負担金7,279万8,000円、福祉医療非補助金7,748万7,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金7,311万4,000円、農業体質強化基盤整備促進事業補助金8,312万円などでありました。

繰入金総額は1億2,425万2,000円で、主なものはスポーツ・健康まちづくり振興基金繰入金2,152万3,000円、奥利根アメニティパーク維持管理基金繰入金3,500万円、有害鳥獣対策基金繰入金2,443万7,000円であります。

町債の総額は12億4,140万円で、内訳は合併特例事業債が8,330万円、過疎対策事業債が3億7,480万円、公共事業等債が260万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が7億8,070万円でありました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は1億22万4,000円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で19億4,449万8,000円となり、主な内容は総務管理費16億7,499万3,000円、徴税費1億8,178万7,000円、戸籍住民基本台帳費5,136万6,000円等であります。

総務管理費の主なものは、一般管理費6億2,397万5,000円、財産管理費3億9,105万円、企画費1億1,651万2,000円、環境政策費1億2,199万3,000円でありました。

3款民生費は、総額で23億5,676万2,000円となりました。このうち、社会福祉費は16億4,285万3,000円で、主な内訳は社会福祉総務費1億3,045万6,000円、老人福祉費1億5,201万9,000円、福祉医療費1億6,238万5,000円、障害者福祉費4億354万1,000円、介護保険費3億6,043万円、後期高齢者医療費3億7,625万円でありました。

また、児童福祉費は7億1,386万9,000円であり、児童手当や保育園・こども園及び児童館等に係る経費でありました。

4款衛生費は、総額11億3,116万3,000円となりました。内訳は、保健衛生費が4億3,903万2,000円、清掃費が5億9,357万6,000円、水道費が9,855万4,000円であります。

6款農林水産業費は、総額9億3,477万6,000円で、その内訳は、農業費が8億5,878万1,000円、林業費が7,599万5,000円でありました。

農業費の主なものは、農地費の利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1,058万9,000円を初め、各種土地改良関係事業費でありました。

7款商工費は、総額5億1,424万4,000円となり、その内訳は商工費1億873万6,000円、観光費4億550万9,000円でありました。

8款土木費では、総額19億1,403万3,000円となり、内訳は道路橋梁費8億7,371万4,000円、都市計画費8億926万7,000円等でありました。

道路橋梁費の主なものは、道路維持費3億5,255万円、除雪費2億6,131万4,000円でありました。都市計画費は、都市整備費1億6,061万円、公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金4億3,999万1,000円が主なものでありました。

9款消防費は、総額5億1,196万2,000円で、常備消防費の利根沼田広域消防費3億3,417万5,000円などでありました。

10款教育費は、総額15億5,909万6,000円となり、その内訳は教育総務費2億4,168万8,000円、小学校費1億1,040万4,000円、中学校費7,946万5,000円、高等学校費4億1,512万8,000円、幼稚園費8,940万9,000円、社会教育費2億209万7,000円、保健体育費1億8,646万5,000円、学校給食費2億3,444万2,000円でありました。

12款公債費は、総額で21億2,484万9,000円となり、地方債元金償還は19億2,613万3,000円で、利子は1億9,871万5,000円でありました。

以上が一般会計についてのご説明であります。

続いて、認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額30億898万9,396円、歳出総額27億5,254万7,748円となり、歳入歳出差引残額は2億5,644万1,648円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の24.3%、国庫支出金が20.0%、前期高齢者交付金が22.2%、共同事業交付金が10.1%などの構成となっております。

歳出につきましては、大部分を2款の保険給付費が占めており、歳出総額の64.6%に当たります。

実質収支額は2億5,644万2,000円となっております。

以上、国民健康保険特別会計についての概要でございます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額2億6,920万6,771円、歳出総額2億5,142万8,587円となり、歳入歳出差引残額は1,777万8,184円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が歳入総額の56.3%を占め、続いて一般会計繰入金の33.7%などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款の後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の95.8%を占めております。

後期高齢者医療制度は広域連合が運営主体となっておりまして、町においては主に保険料の徴収や窓口業務を行っているところであります。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額22億2,184万7,310円、歳出総額21億5,236万5,004円、歳入歳出差引残額は6,948万2,306円となりました。

歳入につきましては、介護保険料が歳入総額の14.9%、国庫支出金が24.7%、支払基金交付金が27.1%などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款の保険給付費で、歳出総額の95.9%となっております。

引き続き、健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努めてまいります。

以上が介護保険特別会計についてのご説明であります。

続いて、認定第5号、下水道特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額9億5,700万5,908円、歳出総額9億3,277万923円で、歳入歳出差引残額は2,423万4,985円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が50万円ありますので、実質収支額は2,373万4,985円となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料が歳入総額の21.6%、一般会計繰入金が46.0%、町債が24.2%などとなっております。

歳出につきましては、半分以上を3款の公債費が占めており、歳出総額の52.5%となっております。

2款の下水道事業費は39.9%であります。

以上が下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計についてご説明いたします。

収益的収支では、収入4億4,433万8,937円、支出4億2,365万8,377円となりました。

資本的収支では、収入7,501万3,000円、支出2億3,668万4,812円となり、不足額1億6,167万1,812円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額174万5,532円、過年度分損益勘定留保資金1億5,992万6,280円を補填いたしました。

主な事業としては、大穴地内老朽管布設替工事、勝浜地内緊急連絡管接続工事等であります。

以上が水道事業会計についてです。

認定第1号から認定第6号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

**議長（河合生博君）** 町長の提案理由の説明が終了しました。

ここでみなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、澁谷正誼さん。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

**代表監査委員（澁谷正誼君）** 代表監査委員の澁谷でございます。

議長からご指名をいただきましたので、先般実施されました平成25年度会計の決算審査の結果につきまして、決算審査意見書をご報告申し上げます。

〔巻末 参考資料〕

**代表監査委員（澁谷正誼君）** なお、先ほど日程第7、報告第8号で町長から健全化判断の比率の報告がございました。私どもこの件につきましても審査をさせていただきます。いずれも適正であったということをご報告させていただきます。特に問題はございませんでした。

最後に、議員諸兄、町当局、そして職員並びに関係者の皆様の日ごろのご努力に心から敬意を表しまして、私からの報告を終わらせていただきます。

**議長（河合生博君）** 以上で審査結果の報告を終わります。お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（河合生博君）** ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成25年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成25年度みなかみ町下水道特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

---

#### 委員会付託

議長(河合生博君) お諮りいたします。

認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定については委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成25年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、平成25年度みなかみ町水道事業会計決算認定について、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

- 日程第15 議案第46号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について  
議案第47号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  
議案第48号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第49号 平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長（河合生博君） 日程第15、案第46号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第46号から議案第49号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第46号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,827万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,583万円とするものであります。

歳出補正の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費3,904万9,000円の増額は、普通財産管理事業770万円、太陽光発電施設設置事業447万4,000円、猿ヶ京温泉交流公園管理運営事業1,589万6,000円、真沢の森管理運営事業1,070万円が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費265万3,000円の増額は、水上火葬場管理運営事業129万6,000円が主なものであります。

2項清掃費200万円の増額は、合併処理浄化槽普及推進事業であります。

6款農林水産業費では、1項農業費1,370万円の増額は、小規模農業生産基盤保全整備事業702万円が主なものです。

2項林業費2,156万5,000の増額は、里地・里山保全整備事業1,500万円、鳥獣被害対策実施隊運営事業360万円が主なものであります。

7款商工費では、1項商工費712万3,000円の増額は、プレミアム付商品券発行事業補助金交付事業500万円が主なものです。

2項観光費848万9,000円の増額は、観光情報広告宣伝事業299万8,000円、歴史を活かしたまちづくり事業232万6,000円、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業250万円が主なものであります。

8款土木費では、2項道路橋梁費1,000万円の増額は、単独道路補修事業であります。

9款消防費では、1項消防費385万9,000円の増額は、水上地区防災倉庫移設事業260万円が主なものです。

10款教育費では、1項教育総務費300万円の増額は、小・中学校施設維持管理事業であります。

4項高等学校費300万円の増額は、高等学校教育研究事業補助金交付事業であります。

一方、財源となる歳入補正ですが、主な内訳は地方交付税2億957万円の増額は、普通交付税であります。

国庫支出金8,936万円の減額は、社会資本整備総合交付金9,362万4,000円の減額及び、がんばる地域交付金426万4,000円の増額であります。

県支出金2,500万9,000円の増額は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補

助金437万4,000円、ぐんま緑の県民基金事業補助金1,380万円が主なものです。

繰入金1億78万円の減額は、普通交付税及び繰越金等の確定により、財源振りかえを行った財政調整基金繰入金1億669万5,000円の減額が主なものであります。

繰越金1億3,189万8,000円につきましては、平成25年度決算の確定に伴う繰越金であります。

町債6,010万円の減額は、過疎対策事業債2,200万円、臨時財政対策債3,810万円の減額であります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

続いて、議案第47号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,848万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,648万3,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、11款諸支出金2,848万3,000円の増額は、国庫負担金の返還確定によるものであります。財源となります歳入補正につきましては、繰越金2,848万3,000円の増額であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第48号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,600万円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款下水道事業費、1項公共下水道費644万円の増額は、公共下水道（水上処理分区）建設事業が主なものであります。

財源となる歳入補正の主なものは、繰越金1,330万円の増額及び町債640万円の減額であります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第49号についてご説明申し上げます。

資本的収入は831万6,000円を増額し、総額4億1,031万6,000円とし、1款上水道事業資本的収入で、国庫補助金となっております。

資本的支出は831万6,000円を増額し、総額5億3,531万6,000円とし、1款上水道事業資本的支出で上ノ平浄水場の小水力発電施設の増額であります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第46号から議案第49号まで、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第49号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第49号、平成26年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの質疑以降につきましては、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を1時15分にしたいと思えます。時間厳守でお願いいたします。

（11時56分 休憩）

（13時15分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前にさかのぼり会議を開きます。

## 日程第16 一般質問

通告順序1 10番 林 一彦 1. みなかみバスカード販売所の拡充

議長（河合生博君） 日程第16、一般質問を行います。

10番林一彦君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 10番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問は、みなかみバスカード販売所の拡充についてであります。

みなかみバスカードは敬老バスカードから引き続き、一昨年平成24年8月1日から始まりましたみなかみ町路線バス回数乗車券であります。このカードは町民の外出を支援し、社会参加を促進するとともに、生活に必要なバス路線の維持確保と利用促進を図ることを目的といたしました助成事業であります。

このみなかみバスカードは、発売額3,000円のバスカードを2,000円で販売し、差額分の1,000円は町が助成しております。運賃としては4,350円分の利用ができます。

このバスカードは従来の敬老バスカードが65歳以上、100円割引だったのを額面の3,000円から1,000円割引として、対象も全町民に広げたもので、障害者はカードを使うと精算時にさらに半額に割り引かれるようになっております。

みなかみ町が全町民を対象に購入額2,000円のみなかみバスカードを導入して2年がたちました。総合政策課によりますと、昨年の1年間では4,127枚売れ、関越交通路線バスの利用者が前年度比4.3%、1万人増の22万3,000人になったそうです。

このバスカード導入により、高齢者はもちろん、中学生、高校生、自動車免許等をお持ちでない方など、多くの町民が恩恵をこうむり、大変重宝していることは大いに評価しているところであります。

ところが、ここで1つの問題が起こっております。それは、販売所が役場本所と水上支所、新治支所の3カ所となっております、本当の意味での交通弱者は購入時に大変な思いをしているということでもあります。

町内在住の90歳ぐらいのひとり暮らしの女性で結構元気で歩いている方なんですけれども、この人いわく、バスカードはいいけれども、役場まで遠くてね、聞くところによりますと、バス停まで15分ほど歩いて、役場入り口までバスに乗って15分ぐらい、片道610円払っており、また役場まで5分ほど歩きますけれども、これがかなりの上り坂で、歩くのに大変なんだそうであります。役場でカードを購入して、そのまま帰るのはもったいないということで、近くの商店で買い物をして、また坂を下り、バスに乗って610円払って帰ってくるそうです。1,000円割引のカードをそれ以上かけて買ってくるということがございます。数枚、5枚とか、10枚とか買ってくるんだとは思いますがけれども、何とも納得のいかないような話ではあります。

この町民の外出を支援し、社会参加を促進するとともに、生活に必要不可欠なバス路線の維持確保と利用促進を図ることを目的とした助成事業ですとうたって始めたこの住民サービスではございますけれども、利用者からこのような感想が出ている限り、利用者がより便利に、そして快適にこのみなかみバスカードを購入、そして使用できるよう、もう一步踏み込んだ施策が必要であると考えるところであります。

ここで初めの質問ですけれども、一昨年にこのみなかみバスカード事業を開始するに当たり、カードの販売所を先ほど申しましたとおり、役場本所と水上支所、新治支所の3カ所に限定した理由、または限定をしなければならなかった障害等あったのでしょうか。町長にお伺いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） みなかみバスカードにつきましては、平成24年8月に、今の議員のご指摘どおり、議会のご指摘を受け、また議会とも相談し始めたところでございます。目的は何点かございますけれども、一番大きくは路線バスの利便性の向上、そしてバス路線の確保と、これが一番大きな目的というふうに認識しております。

路線バス利用者、今、議員のほうからもご指摘がございました。平成24年の9,000人、約1万人増の22万3,000人、25年につきましてはその24年からさらに2万1,000人ほど増加し、合計で24万4,000人の方がバス路線を利用されているという数字になっています。それまでのトレンドとして、減少を続けていた利用者が2年連続で増加していると、これについてはバスカード事業の成果、先ほど申し上げた路線バスの利便性の向上とバス路線の確保という目的が達せられているんだろうというふうに思っております。

さて、なぜ本所と両支所のみでの販売になっているかというご指摘です。今、お話もありましたように、定期券並みに安価に利用できるバスカードについては、みなかみ町民を対象にして販売しておることがございます。したがって、開始時点において本人確認ができる場所ということで、本所並びに両支所という形にしたところがございます。

まず、そこまでの答弁とします。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 先ほどの質問の中で、本当に高齢者の方で買いに来るのが容易じゃないという話の中で、その人いわく、例えば郵便局ですとか、コンビニで決裁をして、役場から郵送で送ってもらうようなことはできないんでしょうかというお話もいただいております。また、郵便局のサービスとして、販売事務ですとか、交付事務を委託している、こういった自治体も全国各地にあると聞いておりますけれども、その辺も踏まえて、そういった形の販売所の拡充はいかがでしょう。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘ありました。交通弱者、何が交通弱者という議論については大変多様な議論の仕方があるんだと思います。このバスカードを始めるときに、この議場でも議論させていただきました。我がみなかみ町でバス路線はありますけれども、主要幹線沿いにしかバス路線がない。住まいからバス停までは行きは下り、帰りは上りという方が非常に多い。どの範囲の方が使えるのかという議論もさせていただいたところです。今ご指摘のように、バスに乗ってバスカードを買いに行けると、町民全体の中で言うと、恵まれたほうの方だろうというふうには認識します。

そしてまた、本所、両支所、いずれもバス路線に面しております。もちろんバス停でおりてから5分歩かなければいけない、ご指摘のとおりだと思っております。この辺のことはありますけれども、当面、本所、支所に限りたいなと思っている理由はもう一点ございます。つまり、それぞれの両支所、この機能につきましては、行政全体の中で本所で集約したほうが有利な行政業務については、本所に集約している点がございます。したがって、例えば町民福祉課の窓口業務であるとか、これらのことについては、やはり地域の拠点として両支所を拠点化していくということは必要だろうと思っております。

数字だけで申しますと、平成25年度の窓口業務、各種証明書の発行で言うと、本所が1万五千九百数十枚という中で、バスカードについては3,329枚が本所で販売しております。つまり、その目的だけにおいてになるかどうかわかりませんが、本所であるとか、あるいは支所については水上支所の窓口は証明書の発行が3,832枚であるのに対しまして、バスカードについては1,889枚、非常にたくさん売れております。どういうふうに言えばいいのかわかりませんが、証明書全体の手続に来る方の数プラス、バスカードの販売枚数を見ると、おいでになっている方の5人に1人とか6人に1人はバスカードを買いにおいでいただいている。つまり、支所に町民の方に来ていただくというきっかけにはなっているんだろうと思っております。それが2段階目です。

さて、3点目に郵便局であるとかコンビニ、ここで証明書の発行、今はバスカードの販売というご指摘ですけれども、今申し述べました各種証明書の発行についても、コンビニであるとか、郵便局に委託している自治体は発生してきております。これについては十分研究する余地はあると思っておりますけれども、一点、郵便局の数は割と多いんですけれども、我がみなかみ町において、コンビニの数が相当限られてきています。

それともう一点は、わかりやすく例に出させてもらいます。藤原地区には例えばコンビニがありません。非常に藤原地区ということで離れているにもかかわらず、その拠点を用意するとすれば、やはり郵便局といったようなことになろうかと思えます。今、申し上げたコンビニ、あるいは郵便局等で各種の行政手続きができるというものについては、これは初期の設備費もありますし、相手方との契約、あるいはそのいわゆる手数料、各種検討する必要があるというふうに思っております。

したがって、今の段階でバスカードをきっかけとして、郵便局であるとか、コンビニに行政事務の一部を委託するということについてはまだ考えていないというのが実態でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今、町長から答弁いただきましたが、バスカードはちょっと置いておいて、今現在、みなかみ町で指定ごみ袋を販売しております。これは委託販売です。このみなかみ町で現在、生活水道課によりますと、販売拠点は水上地区に21カ所、月夜野地区29カ所、新治地区はぐっと減って5カ所、それと沼田市で2カ所、計57カ所です。ここで指定ごみ袋をこうやって委託販売しているにもかかわらず、このバスカードが3カ所というのは、住民サービス上、ちょっと合点がいかないかなと思っているわけです。

できれば、このみなかみ町のみなかみバスカードも、指定ごみ袋同様の拠点数での販売が望ましいと私は思っているわけでありまして、町長のお考えを伺います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘がありましたごみ袋と言いますが、いわゆるごみ処理手数料の納付場所、これについて今ご指摘のように57カ所ということです。ごみ袋をどうするか、これはまた今検討しておりますので、これは一つございますけれども、やはりごみ袋の販売については、特に町民であるという確認はしておりません。今、最初に申し上げましたように、町民であることを確認するという形で、現在両支所並びに本所でやっております。その辺の、これは限られた範囲内で、限られたところで、限られた住民が買うと、つまり1カ所ごとの販売店においては、ということであれば処理の仕方は可能だろうというふうに思っています。

もう一つ別のやり方としては、いわゆる先買いの形で、代理店が購入していただいて、それを町民の方に買っていただくという方法はあろうかと思えます。

いずれにしても本人確認をさせていただくという現在の手続は残っておりますので、急に広げるというよりも、利便性よりも、やはり若干のいわゆる労力であるとか、時間であるとか負担していただいて、その受益に対してご理解をいただくということも一つかなと思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今、町長からそういった答弁をいただいたんですが、ちょっとがっかりしているわけでありまして。

このバスカードの導入が、バス路線の維持ですとか、社会参加の促進だとか言っておりますけれども、行き着くところは地域住民、町民の幸せにかかわってくる。利便性ですとか、そういったところに行き着くんだと思います。そうすると、このバスカードにつきましても、支所の維持云々よりは、一番先に言いましたとおり、本当に足の弱い人なんかにとってみれば、このバスカードが行動の一番のすべであるわけでございます、そういったところの弱者に手を差し伸べることが町政だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど申し上げましたように、受益と負担の関係だろうと思っております。まさに、今なぜ両支所と本所だけだということについてご答弁申し上げているだけで、これについては拡大する必要がある。今、林一彦議員は町民の声を聞いていらっしゃいます。これらについて対応する方法が、どうやれば対応できるのか、いろいろな手段を考えなきゃいけませんけれども、手段がないということではないだろうと思っております。それに伴う余分な負担がどういうふうに生じるのか、あるいは、販売店にどこまでのチェックをしてもらうとか、これは今後の検討だろうと思っております。今申し上げていますのは、現況の中で、支所に来ていただくきっかけとしてはいいきっかけだろうという1つのメリットを申し上げたところでございます。

したがって、現況についてはどうだと、その問題点が何であって、なぜこうなっているのかという状況をご説明したところにとどまるということだと思います。

町内で20カ所がいいのか、10カ所がいいのか、それはいろいろな考え方があると思えますし、あるいは、それぞれの方が、私はこの店にしか行かないよということを決めていただければ、そこに、町民情報にはなりますけれども、限定した範囲で情報をチェックしていただくとか、そういう手段がないわけではないと思います。これは今のお話を受けてのこの場でのお話なので、どういう形がいいのか十分考えていく必要があろうかと思えます。

今までのところ、バスカード、非常に喜んで使っていただいているということでありました。その辺については、さらに販売箇所、あるいは配布場所をふやしたほうがいいのかということであれば、各種の手段を多くの人意見聞いてまとめるということは必要だろうと思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今、町長から、検討しますというか、前向きな答弁をいただきましたが、よりよく利用できるような施策をしていただきたいと感じるところです。

また、この町は観光の町でありまして、観光に携わっている者の、人たちの集いの中で聞いた言葉なんですけれども、この町民バスカードを観光客向けに使えないだろうかという意見が若手から出ます。特に水上地区の観光客は、電車を使ってくるお客さんが多いです。そういった中で、猿ヶ京ですとかいろいろなところに車で来るお客さんは行動範囲が広くて、いろいろな町内全域をカバーできますが、バス、電車を使ってきたお客様にしてみると、なかなかいろいろないいところがあるのにそこを網羅できないといったところの

中で、このバスカードを本当に、2,000円で大きなお金の額のバスカードということで、これを使えばお客さんがいろいろなところに行けて、観光的にもメリットだし、そういった地域の方々も来ていただいて、いろいろなものを購入していただいたりということで、観光産業は本当に裾野の広い産業でございますので、そういった意味の広がりはこの町にとっては必要じゃないかというような意見も出ました。そういった意味で、この町民対象のこのバスカードをこのみなかみ町に来てくれたお客さんに活用したらどうかという意見が出ますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 一番最初に議員からも触れていただきましたし、私からもお答えしました。つまり、高齢者だけではなく、多くの町民にバスを使ってもらおうじゃないかということで、平成24年のこの議場での各種の議論、それを踏まえて、町民にバスを利用させていただくためにということで始めたのが今のバスカードの制度でございます。

観光客、みなかみ町では大変多くの観光客にバスに乗っていただいています。非常にわかりやすい例でいいますと、全県的に見ても、いわゆる事業者ベースで、採算ベースでバス路線が運行されているという場所は非常に少のうございます。それが、みなかみ町では事業者の責任で運行していただいているということで、これについては、観光客が、ざっくり言いますと、猿ヶ京線で3割程度、そして、水上方面、つまり谷川岳に行かれる方が多いんだと思いますけれども、4割程度ということで、全体としては35%ぐらいの方が、観光客が使っていただいています。

これについては、先ほど申し上げた、町のある程度の財政負担で町民にバスを使っていたらこうというバスカードとは違う形で、今、事業者とご相談申し上げているところです。わかりやすく言うと、事業者というのは関越自動車さんですから、民間会社のご判断がこれから出てくるころなので、余りはっきりは申し上げられませんが、観光客に対して、2日間のフリー乗車券であるとか、あるいは3日間のフリー乗車券であるとか、エリアを定めたフリー乗車券であるとか、あるいは、外国人観光客に対しては、インバウンドということでさらに割引率を上げるとか、これについては、事業者ベースでご検討願っているということでございます。

これについて、今お話のありました観光施設との連携であるとか、あるいは商工会、あるいは観光協会といういわゆる事業者同士の連携ということについては、町も一緒に積極的に検討を進めていきたいと思っております。

したがって、みなかみバスカードを観光客に拡大することではなくても、観光客の方にバスを使っただけということについて今検討が進んでおるところでございます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今、町長より、観光のお客さん対象のカードを検討中だというお話をいただいて、ほっとしているところであります。すごくいいことだなと感じています。

きょうは、このバスカードについての話で、予算的にもそんなに大きな額の事業ではあ

りませんが、こういった小さな事業の積み重ねが、地域住民、または、この町を訪れていただきます観光客の皆さんにとって、すごく幸せにつながるんだなと思っているところがあります。ぜひこのみなかみバスカード、そして、その観光のバスの周遊券みたいな形になろうかとは思いますが、そういった事業が早期に実現、拡充できることを期待させていただきます。きょうの一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（河合生博君） これにて10番林一彦君の質問を終わります。

冒頭に加筆、訂正をしていただきたいと思います。一般質問について、7名の議員より通告がありました。本日は3名の質問を許可いたします。

通告順序2 3番 鈴木初夫 1. 上越新幹線トンネル湧水を大峰山を越えて猿ヶ京地区へなぜ送水するのかについて（みなかみ町広域水道計画）

議長（河合生博君） 続きまして、3番鈴木初夫君の質問を許可いたします。

鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 3番鈴木、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は、上越新幹線トンネル湧水を大峰山を越えて猿ヶ京地区へなぜ送水するかについての質問でございます。

けさの開会の挨拶の中に、町長から、一般質問は政策立案の場であるというお話があったんですが、なかなか期待どおり質問できるかわかりませんが、よろしく願いいたします。

7月の全員協議会においてみなかみ町広域水道計画の説明が行われ、説明の冒頭、担当課より、上組で変なことを言っている人がいるという話がありました。私は、5月の初議会の後の全協において初めて、新幹線トンネル湧水を水道水として、大峰山を越えて約500メートルもの高低差のあるところをポンプアップして、猿ヶ京配水池へ送水しなければいけないのはなぜかという疑問を感じました。水がない地域であれば話はわかります。しかし、豊富な水源を有する同地域ですので、なぜという疑問が生じたものでございます。

上組地区は、トンネル湧水の一部を農業用水として使用しています。そういうことで、区長のところへ行き、話は区長のほうにありましたかということを知ると、全く話はないということでした。そのときに、前年度区長にも確認しましたが、話は聞いていないとのことでした。同じ水源を使っている上組地区に全く協議もなく、新年度予算に計上され、着々と計画が進んでいることは全く理解できません。変なことを言っているのではなく、変なことをやっているから、今回の一般質問を決意いたしました。

それでは、最初に、新幹線トンネル湧水の利用について、新幹線建設工事に伴い各地域の対策委員会等でもち取った権利であり、契約は町と鉄道建設公団で締結したものです。こ

のような経過から、関係する地元への十分な説明や同意は得られているか、町長にお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま前段でご指摘のあった件につきましては、議員の皆さん方には、場所を限らず、どこにでもいつでもご説明するというのが執行部の責任だろうというふうに思っております。

さて、トンネル湧水、今、結論で十分な理解を得られているかというご質問に答えるのは、極めて簡単でございます。まだ十分にご理解はいただいていないというふうに思っています。

今、お話のありましたことを少しお話しさせていただきますけれども、現在、上組地区の浄水場に導水されておりますトンネルからの湧水につきましては、昭和53年12月の当時月夜野町長より提出されました照会文書、これに対しまして、昭和54年1月17日付で日本鉄道建設公団の東京新幹線建設局長より回答があり、月夜野字深沢地点において毎分0.7トン、分水するということが確定されています。

それで、これらについては一般論ですけれども、流水というのは公水であるというのが河川法の大前提です。どこでも、新幹線であるとか、高速道路等のトンネル掘削が行われた場合、従前の水源が枯渇するおそれがあるとはいいながら、水が出せないという問題が全国でありました。これについて、一般的に、大変それぞれの場所で苦慮され、したがって、全国多くの場所で建設の責任者の判断ということで、関係公共団体に対し、従前の水量に影響を及ぼさないように処理するという形での確約を出すというのが全国でさまざまにとられております。

このようなことから、今申し上げました文章も、繰り返しになりますが、日本鉄道建設公団の東京新幹線建設局長という名義で、文章の表題も「上毛高原駅及び関係施設を含む地域の水道水源の確保について」という形で表記されています。つまり、地域の水道水源の確保、地域の水であると表題にも掲げられています。そのようなことから、地域の方々のご尽力により確保されたということについては明らかですし、これらについて、私も説明会等で繰り返し教えていただき、十分に理解しているところでございます。

しかして、今、結論的な部分については先に申し上げてしまいましたけれども、少し付言させていただきますと、取水場所については月夜野トンネル地内、取水量が毎分1トン、これを日量に直すと1,440トンになるようですけれども、これについて分水の場所として、先ほど申し上げた字深沢で毎分0.7トン、これ日量にすると1,008トンとなりますが、これを水源の確保ということで約束しておるということです。

この分水量を地域の水道水源とするために、これは皆さんのほうがよくご存じですが、昭和54年に約2億2,000万円というコストで上組の浄水場を建設し、上組地区の水道の安定供給に資すると同時に、上毛高原駅周辺への給水が可能になるというのが現況でございます。

このようなことで、ちょっとご質問のポイント先に答えてしまいましたけれども、そこ

にたどり着くまでもうちょっとご説明させてください。

今回、計画しております浄水場の建設並びに送水管の布設という形につきましては、現在の上組の水の使用量に影響を与えない形で水量ということで考えておりましたので、事前の説明が大変不足しており、関係者の方々に多くの不安を与えてしまいまして、いわゆる町の立場、水道事業者の立場として申しわけなく思っているところでございます。

その今回計画しております水の中身につきましては、経緯として、昭和52年11月、水上町長、大清水隧道の湧水の使用についてということで申し入れております。それに対して、昭和53年3月20日付で、これもまた日本鉄道建設公団の、これは新潟新幹線建設局長が回答していますが、何かというと、おおむね毎分15トンぐらいは谷川兩岸に放流させていただくことにしていますので、これを、水道水とは書いてありませんけれども水道水源としてという意味です、利用してくださいとの回答がなされています。これ、余分なことを言うと、先ほどの分水もそうですけれども、取水場所が月夜野トンネル内、分水場所が深沢となっています。まさに今言ったところは、谷川に放流させていただくことにしていますのでこれを利用してくださいと、こういうことです。何かというと、河川法上でいうと、放流した途端に公水になります。水利権を設定しなきゃとれません。というところは、建設担当者としては担保できないので、放流する水はありますよという回答になっているんだろうと、私は改めて理解しております。

しかしながら、その後、昭和57年3月29日に、上越新幹線大清水隧道その他工事に伴う水上町上水道水源谷川湧水にかかわる補償に当たってということで、ここもやはり湧水にかかわる補償に当たってという格好になっています。みなかみ町の水道水源として毎分15トン、これ日量に直しますと2万1,600トンとなるようです。これを優先補償するというので、いわば補償契約ですけれども、優先して補償するという言い方で、必ず確保するというのと若干微妙な差があるのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、その後の変遷を経まして、現在の大清水トンネル湧水は谷川地区の横吹取水施設に日量約2万1,000トンの湧水を分水しております。これは事実です。そして、湯原の温泉街や谷川地区に供給する水源として利用されているほか、谷川地区の冬季の融雪水源として利用されています。

しかし、その後、関越自動車のトンネルも湧水が活用できるようになったということでございますので、大清水トンネルの湧水の水道水源としての依存取水が減少しているというのがこの間の事実です。したがって、現況では、日量2万1,000トンの約半分が余水という格好で谷川へ放流されております。

こういう形で、この大清水トンネルの湧水が旧水上地区の水道水源のほかにも利用されていまして、トンネルの施設で自然流下で東京方面へ流れ、やがて月夜野トンネルの湧水と合流して上毛高原駅に到達し、そこでJRの融雪基地とみなかみ町の水道水源と、これは分水されているところです。

少し繰り返していますので、混乱を起こさせて申しわけありません。

そして、この水源をどうするか。これについては、上毛高原駅周辺までの導水について、改めてみなかみ町として、平成18年5月からJRと協議を再度始めております。その

結果、18年12月、19年9月、そして11月、20年8月と協議を重ねた中で、平成26年5月に至って、いわば大清水トンネルの湧水の一部を月夜野トンネルを抜けて上毛高原駅周辺まで持ってきていいよということの確認がとれました。

したがって、この余水を自然流下で導水するということは、最も経済的かつ安心して安全な水道水の供給がなされるということで、最も経済的な手段とシステムの構築であるということで、維持管理費もこの部分については同様に削減することができるということで、今回の計画をさせていただいたところでございます。

したがって、繰り返しになりますけれども、いずれにしても、このような水源、水の利用が違ふ、上組の水は心配ないという前提でありましたけれども、これについては、地区の方々のご理解をいただくということが何よりも増して必要でございますので、このところの手落ちがあったと改めておわび申し上げますとともに、最もみなかみ町全体の水道事業計画として経済的かつ有利なものを計画しておりますので、今後とも浄水場増設という点でお世話になります地権者に関連する地区、具体的には上組の皆様方には十分ご理解をいただくように、繰り返し説明する必要があると考えておるところです。

そこまで答弁させていただきます。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 先ほど、町長の答弁の中に、平成20年8月ですか、18年から20年8月にかけて、JRとの話し合いで話し合いがついているというお話があったかと思うんですが、これについては、私も当時水道をやってまして、私がJRの高崎支社に行ったときに、ぜひその水は欲しいという話はした記憶はあるんですが、そのときに、JRも消雪用としてぜひ水は欲しいので、横吹の水門をあけるように努力両方でしましょうというようなお話はあったんですが、水道水としてもっと余分に流すことに同意というのはたしか得られていないと思いました。

それと、新幹線のトンネル内のU字溝については、穴あきU字溝ということで、もともと、例えば1,000トン入れたとしても、末端では1,000トン果たして出るかどうか、それはわからないというそんな話も一緒に聞いております。もし仮に、上の平に5,000トン上げている、その5,000トンをトンネルの中にもし戻したとしても、本当にそれだけの量が来るかという確認はもうとれているのかどうか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） ただいま経緯的にご説明しましたように、谷川に余水で出ているものを改めてトンネルの中を通して持ってきてもらうということについての協議が調ったという理解です。よろしいですか。

（「わかりました、はい」の声あり）

町長（岸良昌君） 失礼、続けさせていただきます。

それで、どういう形で持ってくればちゃんと持ってこられるのか、トンネル内の施設が十分なのか、あるいは、どういうことをさらにやらなきゃいけないのかどうか、これらの

具体的な導水にかかわる技術的な内容については、今後ともJRと打ち合わせていくということになっております。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 旧水上地区の谷川、そこの人たちのまだ同意も得られていないというようなお話もありますので、ぜひ地元の方の同意を得て、この事業のほうを進めていただきたいと思います。

次に、やはりこの広域水道計画をやるには、水道事業審議会、これは町長の諮問機関だと思いますが、ここの意見を恐らく聞いて、経営の安定化を図るという意味からも、水道事業審議会というものが開かれたと思います。そこでは、この猿ヶ京地区へ水を持っていくことに対してどのような意見が出たか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 水道事業審議会というご質問です。

みなかみ町新設後設立されておりましたのがみなかみ町水道料金審議会という形で、平成18年11月に答申をいただいております。その中については、適切な料金の設定と、これがメインでしたけれども、あわせて、10年間の長期計画を策定し、経営の安定を図ることということが答申の中に入れてあります。すなわち、内容として、安全でおいしい水の安定供給を図るため、施設の整備、水源の確保、施設の統合、老朽管の更新、投資的事業計画を策定して、経営の安定を図りつつ、経営の効率化とコストの削減など一層の経営努力をする必要があるという内容になっています。

この答申を受けまして、具体的にみなかみ町の水道事業ということで、工事・改修計画を作成する。そして、最初に老朽管の更新工事を進め、これは継続してやっておりますけれども、あわせて施設の改修の検討、そして水源の有効利用の検討、これらを並行して行わせていただきました。

したがって、総合計画の事業について、この間、この内容につきましては議会に対してはいろいろな機会にご説明してきたということですが、一言で言うと、今のご質問の以上のようなことがありますので、今、地元にご説明に入ろうと、入ってご理解をこれからさらに得なきゃいけないという、上組浄水場を補強増強するといったようなことについて、個別に水道事業審議会に諮問するということはしておりません。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 審議会にかけていないということであれば、これは聞いても仕方ない話ですので、次に移ります。

平成21年度に水道料金を町内全域統一料金に改定しました。水道会計の安定を図ってきたと思いますが、今回の事業により料金の値上げに結びつくことはないか。この関係については、さきの全員協議会のところで、当局側から料金の値上げに結びつくことはないということでしたので、それほど心配はしていないんですが、それとあと、料金関係でいうと、高低差約500メートルをポンプアップするのに、説明では300万から400万

の電気料が必要ということでありました。実際にこの水を猿ヶ京地区に運ぶのに何カ月、この夏場の集中豪雨や台風時期に猿ヶ京に運ぶのか。それと、恐らく水が濁るということであれば、融雪時も水は濁るんじゃないかと思います。そういうことを考えると、300万から400万、500メートル上げるにはおそらく中継位が最低でも2つはあるかと思います。そのところで300万から400万で果たして本当にできるのか。それと、もし使わない期間については、基本料金の約50%を東京電力のほうに支払うようになるのではないかと思います。そういうことがあって、料金の値上げとあわせて、この電気料300万、400万程度で本当にいくのか、ちょっとお話を伺いたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 水道料金全体の話については、先般、いわゆる適正化という形で、一番最初ご説明しましたように、合併協議会の段階から新町になった段階での水道料金のあり方というのは議論されていたと聞いておりますので、平成18年のときにも、いわゆる水道事業審議会が水道料金審議会ということで運営されたというのは、問題意識がそこにあったんだろうと思っています。

この水道料金、これについてはいろいろな要因がかみ合わさって、時代ごとに違ってくると思います。現段階で申し上げますと、猿ヶ京等で新たな水源施設を整備するよりも、今提示しております大峰を越えて管路を布設するというほうが有利だという検討結果が出ております。

改めて今の揚水の電気代が幾らかという点についてご説明させていただきますと、まず、上組浄水場の更新について、これらについてはいろいろな要因の検討入れさせていただきました。まず、一番は水源が何といても重要である。これはどこの水道企業においても水源費、水源の確保というのに多大な金を使っております。そして、今ご指摘がありました。大雨が降ったときにどうなるんだ、そして、更新だとか維持管理費用がどうなるんだ、水質の安全性の向上はされるのか、水質事故は起きないのか、そして、今ご指摘にあった、山の中で立地条件が悪いんじゃないか、各種の要因があります。これらの要因を配慮して計画をつくったということでございます。

また、今の揚水の電気代が幾らかということについては、これはあくまでも試算ですけども、水源補強としての送水計画、つまり、猿ヶ京簡易水道等の水源の濁度の上がる夏場の利用が中心になるというふうに考えております。今想定しておりますのは、夏場の約3カ月、これフルに使うかどうかはわかりませんが、夏場の約3カ月、前後で6カ月使用することもあろうかと思います。主に使うのは3カ月の間だと。そして、毎分に直すと2トンの水を上げるということですので、動力ポンプが45キロワット必要だと。つまり、契約としては50キロワットぐらいのやつを通年で契約しなきゃいかん。今ご指摘のように、いわゆる電力量だけのコストを計算したんじゃないくて、基本料金プラス電力量ということで、年間300万から400万、これは年によって違うでしょうけれども、そのぐらいだというふうに推計したところでございます。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3 番（鈴木初夫君） そうすると、今現在、猿ヶ京簡水で給水原価というのは幾らで、今後、この施設が完成した場合、給水原価は幾らになるのか。もしわかれば教えていただきたいと思  
います。

議 長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えします。

今、猿ヶ京簡水だけの給水原価は、今ここでちょっとわからないので、後で提出させて  
いただきます。よろしくをお願いします。

議 長（河合生博君） 鈴木君。

（3 番 鈴木初夫君登壇）

3 番（鈴木初夫君） 突然このようなことを聞いて、本当に課長には申しわけないんですけれど、  
この原価によっては相当料金のほうに影響が出るんじゃないかということでお聞きしたい  
と思いました。

それでは、次に移りたいと思います。

7月の全協で渡された資料の中に浄水場の図面があったんですが、ちょっと絵が小さく  
見えなかった部分もありますし、細かい説明がされなかったので、ちょっとお聞きした  
いと思います。

トンネル湧水については、塩素処理のみで対応するのか。図面の中に急速ろ過機のような  
ものがあったんですけれども、これは日常どのくらいの能力のあるものを設置するのか、  
ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 設備の前に、今、猿ヶ京簡水の給水原価は幾らだというご質問がありました。  
水道、あるいは農業用水もそうですけれども、一番水源に近いところはコストかかってい  
ません。水道管で入り口の10メートルのところにある人と100メートル先に運んでい  
る人と、それぞれの家ごとの単価幾らだという議論をすると相当差が出ます。それを1つ  
の公共企業体として水道事業というのを担保していくというのが水道事業会計の目的で  
ございます。したがって、個別の地区ごとの給水が幾らで、コストが幾らかかかっていて、そ  
れに対して料金を幾らに設定するということはあり得ないと思っています。そのことが水  
道料金、旧町村では別々だった料金を一本にして、全体として水道企業会計を回してい  
こうということですから、データ自体についてはきちっと整理させますけれども、中身につ  
いてはご理解願いたいと思っています。

急速ろ過機、今ご質問がありました。

浄水場、既設浄水場を稼働しながら、新浄水場の新設及び配水池の改修を行おうという  
計画が現況の計画でございます。新浄水場が、今お願いしておりますように、既設の上組  
受水池付近につくるのが適切であろうというふうに考えておりますし、既設の浄水場につ  
いては、新設の浄水場ができ上がった後、順次撤去していくということですが、現  
在の390トンという水槽を約600トン増強し1,000トンの規模の配水池にしたい  
ということです。

それで、ここに、浄水場の処理方法として、これは急速ろ過機と塩素滅菌器両方の設備を整備いたします。しかしながら、トンネル湧水を水源とするということになりますので、補助対象事業としては、塩素滅菌のみが対象ということになっております。逆の言い方をすると、急速ろ過機については、いわゆる補助対象事業じゃない形で設置していくというようなことを考えております。

なお、規模といたしましては、1日6,000トンの処理ができる規模に持っていかうというのが今考えている計画です。

このことについて、地域の方々のご理解をいただくというのが何よりも大事だと、先ほどの繰り返しの話になりますけれども、そのように考えております。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 今、町長のお話の中に、トンネル湧水は濁らないという想定のもとでお話があったかと思えます。

実際に、トンネル湧水は濁るわけなんですけれども、それに対して、今は傾斜板を使って苛性ソーダで濁りを取るような施設があるんですが、今度新しくできる、今話を聞くと、それについては急速ろ過機だけで対処するということですが、これについては、今まであったものよりもっと後退した施設ではないかと思えます。実際に、恐らく管理していればちゃんとわかるかと思えますが、このような濁り水を、6,000トンの急速ろ過機をつくるという話ですけれども、急速ろ過機だけでは処理ができないんじゃないかと思えます。それと、薬品沈澱池についても見せてもらったら、125トンの沈澱池らしいんですけれども、これじゃ6,000トンは当然、もし濁りをとるにはちょっと難しいんじゃないかと思えます。

いずれにしてもトンネルの水は濁るので、何らかほかの方法を、立派なコンサルタントなりが今後計画されているようなので、そこら辺のところは十分やって、今までより安全性の低いような施設をつくって皆さんのところに給水するというのはいかがなものか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま、鈴木議員のご指摘はそのとおりだと思います。検討が不十分なところがあるかないか、再度チェックすると同時に、改めて、今ご指摘をいただいた何点かの点が解決できる方法なのかどうなのか。現況の計画をよく検討いたしますし、また、何よりも地元のご理解を得ることが必要でございます。地元とのお話の中で、設備であるとか、規模であるとか、これについても、固定的に考えるよりもご相談に乗っていただくということも大事だと思っておりますので、今のご指摘いただいた何点かのことに加えて、規模であるとか、そのことについても必要があれば再検討させていただきます。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 先ほど、もう一つ町長が説明した中に、急速ろ過機は補助対象にならないと言ったんですけれども、認可が急速ろ過機、湧水についてはおらないのじゃないですか。

国の補助金は対象になるかならないかというのはわからないですけれども、恐らく湧水については、急速ろ過機については恐らく認可にならないんだと思います。そういうときは変更認可をとって、改めて、それじゃこの6,000トンの急速ろ過機を設置するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

湧水で急速ろ過なんですけれども、補助対象は全国でもやっているところあるんですけども、国の担当者によってはその辺の部分はもう湧水ですからだめですという、補助対象を外すということがあるので、今回は県も国に協議していただいたんですけども、ろ過機は外してくれということで、今回外させていただきました。認可の問題は、現状の湧水ですか、矢瀬用水、これは廃止にはまだなっていないので、予備の、認可上は予備にしてありますので、その部分は認可上でろ過機をつけるということでありまして。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 今、6,000トンのろ過能力のあるろ過機を設置することなので、それについては、もし当初は認可がおりなくて、今後やる場合は変更認可で処理するというのでしょうか。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） 認可上の数量を変えないために、今回、6,000トンの処理ということで、認可をもらうのに、変更認可じゃなくて改修ということで扱っていますので、その辺理解お願いいたします。

議長（河合生博君） 鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） それでは、今、よくちょっと自分では理解できない部分もあったんですけども、いずれにしても、月夜野地区については、利根川や赤谷川が目の前を流れているんですけども、本当に自由に使える水というのがないわけなんです。こういうとき、水の大切さというのは、やっぱりこの月夜野地区の皆さんは本当に身にしみてわかっていると思います。ぜひこの大事な水を使うときには、地元の人々の理解を得て、それでこういういろいろな事業を計画していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて3番鈴木初夫君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時30分に開会いたします。

（14時12分 休憩）

（14時30分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き、開会をいたします。



発生するかわかりません。

ご質問の災害発生時の町の対応ということですが、災害の発生前の段階から順を追って述べさせていただきます。

まず、発生前の対応でございますけれども、ハザードマップを活用した自主防災組織の活動を推進していく。これが大事だと思っています。この自主防災組織につきましては、平成24年度に各行政区の区長さんを中心として、その中には町の職員も入り、過去の災害の場所や県で指定した土砂災害警戒区域、あるいは、特別警戒区域等の確認から始まりまして、避難場所、避難経路、連絡体制など、いわゆる図上訓練の形になりますが、これを行って組織化したものであります。この活動を推進するため、今年度から、3万円を上限とした自主防災組織活動費補助制度を創設したところであります。避難訓練や避難所開設に向けた機材の整備など、幅広い用途でご利用をお願いしたいと思っております。自分たちの命を守るための訓練や連絡体制の確認、これらをぜひやっていただきたいと思っています。

次に、台風であるとか大雪など、あらかじめ荒天が予想できる場合や警報が発令された場合には、災害の規模により、様子を見ながら災害警戒本部、または対策本部というものを設置し、災害への対応を考えるということになります。警戒態勢を敷いた場合は、各課はそれぞれの管理する農地や道路、橋梁などの施設を巡視し、総務課では、県の水位・雨量情報や土砂災害警報情報、国道17号の雨量など、これまでの災害箇所などを中心に、数値のチェックや現場の目視確認により町内の情報を収集し、必要に応じ、防災行政無線、オフトーク、登録制一斉メール、エリアメール、広報車など、複数の手段を利用して住民に情報発信するというようにしております。

現在、注目を集めており、町内でも発生する災害として最も注意しなければならないと思っておりますのが土砂災害ですが、土砂災害危険箇所は県内に8,967カ所あり、そのうちの8,203カ所が土砂災害警戒区域に指定されているということでございます。町内では636カ所、そして、うち569カ所が特別警戒区域、この土砂災害警戒区域に指定されているところなんです。ということですが、地権者の同意が得られない等の理由から、未指定の箇所もそれ以外にもあるということは考えられます。県でのそういうものの比率というものを配慮させていただきますと、今言った636カ所に30カ所程度、まだ指定すべきところが未指定だというのが想定されます。したがって、690から700カ所余りの災害危険箇所があるというふうに思っております。

これらについて、豪雨、あるいは豪雨が想定されるときに、町職員が巡回するというのは不可能でありますので、住民からの情報、お住まいの方からの情報というのは大変重要になってきます。

そういうような活動をやっていただくためにも、ぜひ自主防災組織の活動、継続的な防災意識の啓発、これらについて努めていただくよう、また、それらの課題に町としても取り組んでいきたいと思っています。

さて、次に、実際に災害が起きてしまった場合についてでございますけれども、警戒本部が対策本部に移行します。パトロールと並行して災害箇所の復旧に当たるというような

こと、さらには、消防署や土木事務所、国の高崎河川国道事務所などの関係機関に連絡をとりながら対処、あるいは対処を依頼するということになります。復旧段階については、協定に基づいて各業界に支援を要請する場合もこれありますし、そして、被害がさらに拡大しそうな場合については、当然のことながら、自衛隊への派遣依頼や災害救助法の適用を視野に入れた対応をするといったようなことになります。

以上が災害発生時の基本的な対応ということで、順を追ってご説明しました。しかしながら、このような形で想定しているとおりに円滑に進むということを想定すること自体も無理があるかと思っております。例えばで申し上げますと、ことしの2月の大雪、町内は割と相対的にと言っていいんですか、正常に戻ったんですが、町外の道路網、あるいは首都圏の連絡網等が非常に混乱している中で、資材の供給がとまるとか、町内だけでは対応できないといったようなことが実例としてありました。その他の災害についてもそういうことが当然想定できますので、この辺については多様なことを今後とも考えていかなきゃいけないと思っております。

ひとまず網羅的にご質問にお答えさせていただきました。

議長（河合生博君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 今回の広島の場合でもそうだったと思うんですけども、やはり対応のおくれというのがあれだけ被害を大きくしたのかなと思います。

現在、このみなかみ町におきまして、例えば、避難勧告であり、また避難命令であり、するときの町の基準というのはあるんでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 先ほど町長が申し上げたとおり、警戒本部もしくは対策本部が立ち上がります。警戒本部を立ち上げるときには、総務課長が立ち上げるわけですけども、その前段として常に、警報、または雨量がこれから激しくなるというようなときには、今、各課長が当番制で1週間ごとに詰めております。その中で、実際に住民からの情報とか現場を見た中で、これは大変だというような時期に、当然のことながら、避難勧告なり避難準備情報なり、そういうものを出していきたい。その前段としては、前橋气象台のほうからも出てきますが、常に情報を得ながら判断していきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 先ほど、町長の答弁の中にも、周知方法として広報車または防災無線等の答えがあったわけなんですけれども、ご承知のとおり、水上地区におきましては、平成27年2月までに現在使われておりますオフトークが廃止されるということで、そこで、携帯を持っていないお年寄りの方とか、そういった方にはまず周知方法としては広報車ぐらいしかないのかなと。大体広報車が回るときというのは雨が激しいときで、多分広報車の声が聞こえない場合があると思います。そういったとき、周知方法としまして何かお考えの

ことがあるか、お伺いたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今の問題に入ります前に、1つ述べさせていただきたいと思っております。

実は、最初のご挨拶で申し述べましたように、全国治水砂防協会ということで9月3日に昨年災害のあった大島に行っていました。その場所には、つい先般の奈良の大水害を受けた村長さんもいらっしゃいましたし、土砂崩れのあった、3カ月ぐらい前ですか、長野県の南木曾町の町長さんもいらっしゃいました。意見交換をさせていただきました。

大島の町長さんは、大災害の後、台風情報等が来るたびに警戒警報を出したということですが、町民全域に対して警戒警報を出しても全く効果がない。そしてまた、南木曾町長さんは何をおっしゃっていたかということ、災害が夜だったので対応が大変でしたけれども、警戒情報を出して、そのために川になっている道路を渡って来た人が随分いて非常に危なかったという話もありました。それを受けて、経験していらっしゃる大島の町長さんは何をおっしゃったかということ、何度も繰り返し警報を出す段階で、間違えてもいいから夜の6時までに警報を出すようにしていますと。つまり、先の气象台情報という話がありました。みなかみ全く同じだと思っておりますけれども、あの海の中にあって1つの島ということですから、当然气象台は1つの情報を出します。ただし、たかが80平方キロの町であっても場所によって全く雨の降り方が違うということがあるので、間違えてもいいから6時までに警報、避難させるかどうかは決断すると。そしてもう一点おっしゃっていたのは、今、各市町村長が責任を持って避難命令を出せと。避難命令を出しているのは首長の自己保身に過ぎないと。例えば、1市3万人、1地域5万人、避難命令出しました。首長は責任逃れられるけれども、何人の人がどれだけ効果的に避難できているかと、きちっと考えなきゃいかんという話もありました。そして、大島の町長は、間違えてもいいからここに来るとするピンポイントで避難命令を出すように変えています。しかも、避難命令を出すのは6時まで。やはりこれが本当の経験者の話だなと思えました。

これらのことについても、さっき包括的に述べた対策とは別にやっぴいかなきゃいかんと思っております。

さて、今ご質問のありました個別の情報の伝達です。豪雨のときについては屋外の防災無線が聞こえない。これはどこでも言われている話です。それにかわるものとしてどうするかということについては、やはり今携帯電話、スマートフォンであろうが違う形であろうが、いろいろな形で携帯に個別に情報を入れるということが大事だろうと思っておりますし、先ほど、前段でちょっと述べましたように、我がみなかみ町については、地域によって雨の降り方、あるいは降ったときの、予報は同じでも降り始めたときの差というのは非常に大きいのが我がみなかみ町の特徴だと思っております。それらのポイントを定めて情報を伝達するという方法についてさらに検討していかんやいかんと思っておりますし、そのときに、やはり個別地区の個別の話ということになりますと、消防団の方に伝達をお願いするとか、その地域に広報車を集中させるとか、そういう方法が必要だろうというふうに思っております。

今お話のありましたそれぞれの災害弱者という言い方をしておりますけれども、どうい

うふうに高齢者、障害者等に情報を伝達するのか、このことであります。割り切って言ってしまいますと、いわゆる災害弱者、これについては情報が伝わりにくいということもあると思いますけれども、情報が、例えば防災無線なり携帯電話で入ったとしても、対応できないという人もまだ数多いんだと思います。これらについては、特に配慮を要する方について名簿を作成し、本人からも同意を得て、消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供をし、名簿に記載された要配慮者については個人情報を利用することができるというようになってまいりましたので、総務課と町民福祉課が連携して現在作成中であります。災害対策基本法改正により、名簿を作成するということになってはいますが、その様式とは現在多少違っておりますけれども、災害時の要援護者名簿が現在作成されているという状況です。法律が施行されましたら、新しい名簿をつくりましますけれども、この間、要配慮者それぞれの障害に合わせた支援者、これを張りつけること、そして、緊急連絡体制、避難方法等の個別の計画をきちっと作っていかなくちゃいけないと思っています。

今のことをまとめて言いますと、やっぱり個別の地区の危険度に応じた集中的な対策なり、集中的な支援という形をきちっと作り上げていかなくちゃいけないだろうというふうに思っているところです。

議長（河合生博君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 先ほど答弁いただきましたけれども、やはり対応の遅れよりも、間違っても早く避難をさせる方法というのをぜひ考えていただきたいと思えますし、また、自主防災組織、現在、区長さんを初め、そういった組織をつくっているところは多々あると思うんですけども、なかなかその機能が発揮されていないという話も伺います。ぜひとも町主導でそういった組織をしっかりとしたものとしたしまして、やはり最終的にはそういった対人間同士で知らせるとというのが一番いいのかなと思えます。

また、冷たい言い方をしてしまいますと、災害時においては、自分の命は自分で守るとするのは最大の鉄則になってくるのかと思えますけれども、まず、その守る方法についてもどうやっていいのか、または、避難経路についても、ふだん安全な道が災害時には決して安全な道ではないということもあろうかと思えます。

町のほうでも、平成21年から町の防災訓練ということで湯宿を皮切りに始めたと思うんですけども、現在、それが行われていないと思うんですけども、それについては何か理由があるんでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先に答えを申し上げます。総合防災訓練、これについては国・県のほうもきちっとやるようにと、どこの自治体が何回やったという統計としておりますので、これはやるべきものということにはなっております。

何か理由があるのかと、大きな理由はありませんけれども、地区ごとにやったときに、相当のご協力を得ながら、やはり参加される方の数が少ないという点があると思えます。そして、改めて現実に即した形での防災訓練をぜひやっていただきたいというふうに思っているところです。

災害のときどう逃げるんだというお話がありました。これについて、水平避難と垂直避難ということは最近改めて言われています。つまり、土石流等による災害は隣のうちにいけば安全だというようなことがあるし、洪水等であれば、2階に上がっていれば違う。あるいは、斜面の上の家まで行っていけば違う。これは垂直避難、水平避難と言われているようです。これらを最も効果的に短時間に実現するには、地域の方々が、お宅危ないからうちに来いよという形ができ上がるのが最も理想的だというふうに言われています。それについて、ここの10軒の中であなたのうちが一番安全だからここにまず逃げてくださいと、町が指定するわけにはいきません。さっき申し上げた自主防災組織の中で、避難所まで行けないときにはお宅にお邪魔するからねという形ができ上がるのが本当の、一番最初の安全を確保することなんだろうと思っています。

大分余分なこと言いましたけれども、防災訓練についてどういう形が最も適切か再度見直しながら、これについてはきちっとしてやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

ちょっと余分なこと申し上げますと、8月31日の上毛新聞に、群大の片田教授、片田教授は例の東日本大震災のときに、釜石の奇跡ということで中学生が率先したという指導者ですけれども、何を書いていらっしたかということ、「これまでの日本の防災は大きく間違っていたと思う。防災というと食料の備蓄や飲料水の確保、避難所の整備など、被災した際の対応ばかり心配してきた。だが、防災の本質は違う。被災した後どう立ち直るかではなく地域や家族から一人も犠牲者を出さないことこそ防災の本質だ。まずは、自分の命をきちんと守ること。そのためには、どれだけ現実感を持って危険を回避する行動が取れるかが一番大切だ」ということで、現実感を持って自分を守る行動をとれるように意識してもらおう防災訓練が大切であるというふうにおっしゃっていますし、私も、さっきから申し上げているように、そう思っております。

これらをどういう形で実現するのか。やはり個人の防災意識を高めるとともに、行政区の防災意識能力の向上を主眼に置いた、そして、自主防災組織ごとの避難訓練等を積み重ねていくというような形、あるいは、それぞれの区ごとに、地形的条件、あるいは住民の、住んでいらっしやる方の特性、お年寄りが多いとか、若い人がいるとか、そういう差です。そういうものに依じて必要な被害の想定あるいは対応、そして、その地域に起こり得る災害のシナリオというんですか、そういうものを町として提供しながら、自主防災組織と連携して防災訓練を行うということをこれから積み上げたいと思っています。

今までの形のやらせていただいたものを何月にどこどこでやりますよということよりも、もうちょっと緻密な形での防災訓練を行いたいなというふうに、今、欲張って検討しているところです。

議長（河合生博君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） 防災訓練につきましては、前も、なかなか地区によっては面倒くさがってなかなか理解していただけない地区もあったというのは承知はしているんですけども、今後、ぜひ自分の身の守り方を住民に、町民にぜひ知らしめていただければ、そうってお

ります。

また、ハザードマップ等の整備も各地区なされたと思いますので、今後、そういったことを町で一度経験されますれば、地区独自の防災訓練等もまたやりやすくなるのかなと思いますので、ぜひ再開をしていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

まず、平成28年度に申請「月夜野こども園」ができるわけなんですけれども、その開園されるに当たりますして、この3月に一応町組のほうで説明会ということをしていただいたんですけれども、その後の進捗状況につきましてぜひお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 月夜野地区のこども園の建設の進捗状況についてご説明させていただきます。

平成25年12月議会におきまして、教育環境特別委員会委員長から最終報告ということをしていただきました。その中で、幼保連携型のこども園の建設を民設民営、これで平成28年度の開園を目指すというご提案をいただき、その後、ことし3月から建設予定地区関係者の方々、あるいは幼稚園、保育園の保護者、そして地域住民の方を対象とした説明会を4会場で開催し、園舎建設に向けてのいろいろなご意見を聞くこともできました。

今年度、現在、幼保連携型認定こども園、これの認定予定者、事業主体の予定者です、社会福祉法人三峰会様が園舎建設の設計業務を進めておられるところです。委託業者の選定については、今年3月に、月夜野こども園設計委託業者選定審査委員会というものが組織され、指名した設計業者のうちから3社のプロポーザルを審査し、東京のジャクエツ環境事業一級建築士事務所と三峰会が詳細設計の委託契約を5月に締結されています。

木造の平屋建てで延べ床面積が1,764平方メートルの設計内容がほぼ決まり、現在は構造計算などを進めていらっしゃる段階だと聞いております。来月上旬には、改めて地域関係者や保護者の方々に設計内容についてご説明する機会を設けるといふふうに聞いております。

非常に引いた言い方をして申しわけない。積極的に支援はしておりますけれども、民設民営という形で整備させていただいています。なお、町は、法令関係の助言的立場でという形ですが、いずれにしても、会議にも参加させていただいているところです。

今後の予定としては、今年度中に建築確認申請を行って、27年度に事業主体であります三峰会が建設工事を発注し、27年度中に園舎の建設、並びに外構の工事の完成を目指していらっしゃるということです。

なぜ1年おくれてきたかということもありますけれども、いわゆる子育て関係の新法が、いろいろな検討で27年4月に施行されるという形で、いわば1年間以上延びてきたわけです。今現在、平成27年4月に施行されるかどうかということにも再度国の段階で議論が出ているようなので、これを何とか平成27年4月から新しい法律に基づいた建設なり、そういうものができるように、これはお願いするといっても、というのが今の前提となっております。

ひとまず以上でございます。

議長（河合生博君） 森君。

(2番 森 健治君登壇)

2 番(森 健治君) 区民としましてはいろいろ期待するところも多いと思ひまして、今回質問させていただいたんですけれども、それに伴ひまして、アクセス道路等つくらなければならぬかと思うんですけれども、都市計画道路、いわゆるそこにできている道なんですけれども、なかなか難しい部分もあると聞いております。今後、その都市計画道路等の、またアクセス道路等の計画についても進捗状況をお願いいたします。

議長(河合生博君) 町長。

町長(岸 良昌君) 先ほどご説明しましたように、28年度当初からの開園ということを想定していますので、それまでにはアクセス道路はきちっとつくらなきゃいかんと思っています。現在の進行状況について、所管の整備課長のほうから説明させます。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 石田洋一君登壇)

地域整備課長(石田洋一君) 森議員のご質問にお答えいたします。

都市計画道路である真政悪戸線なんですけど、中学校の交差点付近より徒渉橋までの未整備区間が460メートルございます。そちらの用地買収が完了した箇所から舗装工事を除いた工事を今年度発注する予定でございます。現在、徒渉橋の下部工は既に完成しておりますが、上部工につきましては、製作及び架設ということで2カ年必要とされておりますので、平成27年度に製作を実施いたします。28年度に架設工事を発注いたします。架設工事が完了後、平成29年度に橋面舗装等の工事を行って、橋梁の前後の取り付け工事を完了いたしまして、この区間の工事を完了する予定になっております。

また、アクセス道路なんですけど、真政悪戸線から月夜野こども園までの進入路につきましては、現在、用地買収に取りかかって事業を進めているところでございます。今年度は、用地買収が完了次第、都市計画道路の工事で発生する残土を、こども園建設の工事用道路が使用できるようにアクセス道路の部分に残土を入れて、工事用道路として利用できるように進めていく予定でございます。道路の改良については並行して実施いたしまして、平成27年度中にアクセス道路は完了する予定で現在考えております。

以上です。

議長(河合生博君) 森君。

(2番 森 健治君登壇)

2 番(森 健治君) アクセス道路のほうも用地買収のほう、多分順調にいつているのかなと思います。

最後の質問となりますけれども、こども園が開園されることによりまして、現在、使われております幼稚園があくわけなんですけれども、現在、町組区民としまして、この幼稚園はどういうふうになるんだろうか、また、町のほうで何か使う用途があるんだろうかということを、今、非常に心配しておりますので、その辺のところ、町長のお考えをお聞きしたいんですけれども。

議長(河合生博君) 町長。

町長(岸 良昌君) 心配しているので質問される、非常に答えにくいんですけれども、現在の月

夜野幼稚園、もう皆さんもご存じのとおり、敷地につきましては、町組区を初め、ほか2名の地権者から、全体面積は3,100平方メートル、この土地をお借りして、そこに園舎が建っているという状況です。月夜野地区のこども園が、さっきご説明したように、予定どおり平成28年に開園するという場合については、引き継ぎ期間がありますので、28年度は引き続き園舎をそのまま置いておくということになろうかと思えます。

その後の対応ということになりますと、借地をして町の施設があったものがその用途が別の場所を実現するという事ですから、施設を撤去した後に用地を地権者さんにお返しするというのが基本というか、原則だということはい間違いありません。具体的な内容について、例えば、地権者の方が、施設は壊さなくいいよと、地権者のほうで他用途に使うよといったようなことがあれば、必ずしも撤去するという必要はないだろうと。これはどんな施設であってもそうだろうと思っています。

そしてまた、現在、皆さん方議員さんが特によくご承知のとおり、公共施設の統廃合を進めるということで、積極的にというか、具体的な計画に即して何とか統廃合、数を減らすことができないかというふうに思っているところですから、この現行の幼稚園が閉園後に、やはり公共施設の目的を達したものの統廃合という検討の対象に入るということはい間違いなく思っております。これは、先ほど、条例改正等で今度の新しい子育て関係の法令、そして条例改正について審査いただいているところですが、子育て支援の関連の事業というものについては今後もふやしていかなくちゃいけないと思っています。例えば、そういうこととしての利用が適切な場所なのか、あるいは、そういう施設の設置目的から利用できるのかといったようなことは、当然検討の対象になるというふうに思っています。

今のところ何も考えていないということですから、原理原則で建物を壊して地権者さんにお返しするというのが基本だろうというふうに思っております。

議長（河合生博君） 森君。

（2番 森 健治君登壇）

2番（森 健治君） ご説明いただきまして、今後どういう展開になるかわからないんですけども、一応区民のほうにはそういうふうにお伝えしておきたいと思えます。

本日ご用意させていただきました質問については、これで終わりにいたします。

議長（河合生博君） これにて、2番森健治君の質問を終わります。

---

#### 追加説明・発言の訂正

議長（河合生博君） 先ほどの追加説明。

生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） 先ほどの鈴木議員の質問なんですけれども、猿ヶ京簡水の給水原価ですけれども、129円になっております。ちなみに、町の水道事業会計は130円でございます。

以上です。

議 長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 中島議員の質問の中で、先ほど、旧衛生センターの危険物といいますが、アスベストなりダイオキシン類のそういうもののパーセントの関係なんですけれども、先ほどちょっと、昼休み中もう一度計算をし直しましたら、すみません、52じゃありませんで、62%、約ですが、よろしくお願ひします。

---

散 会

議 長（河合生博君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

あすは午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（15時07分 散会）